

第九十四回国会 参議院 文教委員会 會議録 第十四号

昭和五十六年五月二十八日(木曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

補欠選任

本岡 昭次君

村沢 牧君

五月二十五日

辞任

補欠選任

村沢 牧君

本岡 昭次君

五月二十七日

辞任

補欠選任

吉田 実君

安孫子藤吉君

五月二十八日

辞任

補欠選任

安孫子藤吉君

内藤 健君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

降矢 敬義君

大島 友治君

世耕 政隆君

勝又 武一君

佐藤 昭夫君

委員

井上 裕君

山東 昭子君

田沢 智治君

玉置 和郎君

内藤 健君

内藤 三郎君

仲川 幸男君

松浦 功君

小野 明君

粕谷 照美君

国務大臣

文部 大臣

本岡 昭次君

政府委員

文部 政務次官

石橋 一弥君

文部 大臣官房長

鈴木 勲君

文部省 大学局長

宮地 貫一君

本日の会議に付した案件

○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案(勝又武一君外一名発議)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

放送大学学園法案及び放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○勝又武一君 放送大学につきましての質疑が継続をされておりますが、いままで出ましたうちで、まだ文部省の御答弁、大臣の御答弁の中でいろいろと不十分な点があると思っておりますので、幾つかお聞きをしてまいりたいと思えます。

まず第一にお聞きしたい点は、この文教委員会では大分熱っぽい議論が続く、一昨日も通信との連合審査が行われていると白熱的な御議論もございましたが、さて、国会を出まして外へ出てみると、一体どの程度放送大学というのが燃えているんだらうか、国民の間にどの程度議論され

ているんだらうかということを感じます。外へ出るどころか国会を一步出まして、来ている人に、実は放送大学と言うと、はあ、何のことですかという調子でございまして、一体国民の関心というのはいまだどの程度だというように、大臣なり局長は御判断されておりますでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま勝又先生からお話のごとくに、この放送大学という問題がもうすべての人の重大な関心事になっておるといったような、つまり新聞記事を非常ににぎわすような内容ではないものでありますから、放送大学というものの社会教育あるいはまた国家全体の文教政策の上から言いますと非常に重大であるというところは皆さん方よく御承知とは思いますが、われわれの集まった中におきましても、まだそれは国会の方の審議にお任せしてあるというような気分では受け取られておると思うんであります。しかし、常識的に言いますと、今日のほどにラジオとかテレビとかというものが普及いたしておるのに、それを教育の場に活用しないのがおかしいといったようなのが私は一般常識ではないかと。通信教育その他のものがあるといいたしても、そういう面ではいい意味で好意的な意味であけて通していただいておりますと、かように考えております。

○勝又武一君 請願は一件ぐらいございましたでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 請願として出されたものは、私も承知をいたしております。

ただ、請願ではもちろんございせんが、放送大学に關します要望というふうなものについて若干申し上げてみますと、相当私どものところにも、たとえば都道府県教育委員長協議会から早期開設についての要望でございすとか、あるいは都市教育長協議会、関東一都九県議会議長会、関

西経済連合会——これは特に関西の方で誘致をしたいというような趣旨の陳情でございす。そのほか高等学校定時制通信制教育振興会等から御要望というふうなものは私どももいただいております。でございます。

○勝又武一君 新聞の投書等はどの程度だったでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 新聞につきましては、特に五十四年度予算から放送大学学園の予算が計上されまして、新聞の論説その他については何度か、特に国会の審議に際しまして、放送大学についての大きい新聞で論説等でも何度か取り上げられたケースがございす。

○勝又武一君 論説と新聞投書というのは私は大きく違うと思うんですね。確かに論説では幾つか拝見をいたしておりますが、新聞の投書というのはやっぱり一つの国民の放送大学に対するパロメーター、いわば関心を示すやほり民主的なもの。私たちの社会機構の中では重要視すべきものだと思っておりますが、残念ながら新聞の投書というのを私は真面目にして余り知っていないわけです。

そういう意味で一つ伺いたいのは、一体この放送大学というものを予調査をなさっていらっしゃるやいすね。しかし、その点についてはいろいろ小西委員等を初めとして多くの方が指摘をされておる。しかし、それから、私はまだ真面目にして、文部省当局が、文部大臣が、国民に対して放送大学というもののについて本心にわかってもらおうという啓蒙宣伝活動なり、情報活動なり、どの程度真剣になさっていらっしゃるのかはなほ疑問であります。この点についてどういふようなことを一体なさっていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

○国務大臣(田中龍夫君) まず、局長の事務当局

の方のお話もございましょうが、私自身のことに
つきましては、文教の問題を、会合がありますた
びごとに、特に意識的に放送大学という重大な問
題と取り組んでいるんだということを、私は講演
その他で申し上げてまいりました。特にこれはすでに
文部大臣でありました有田さん以来、あの人が特
別委員長になりましたからもう十一年目になりま
す問題でありますから、われわれの方の関係者は
まだかまだかといったような話もございしますの
で、特に会合の際には私から放送大学の問題を常
に話しております。

○政府委員(宮地眞一君) 先ほど申し上げまし
たように、それぞれ関係の団体の方々からは御要
望もいただいておりますし、私どもも特に放送大
学ということで大学をつくることとございしますの
で、国立大学協会とございしますとか、あるいはそ
ういう大学の関係者には、それぞれ団体等の責任
者に対しては放送大学についての今日までの進
捗状況につきまして、その都度御説明を申し上げ
て、御理解を深めていただくように努力をしてき
ておるわけでございます。

御指摘のように、放送大学に対する教育需要調
査は、これは昭和五十年に実施したものでござ
いまして、いろいろ御指摘の点もございしますが、
私どもといたしましては専門家に調査を御依頼を
して、その内容的な点で申し上げますと、繰り返
し、その点はやってきております。

ただ、さらに国民に広くもう少し啓蒙なり、国
民に対しての努力が十分でないんじゃないかとい
う点でございしますが、私どもそういう関係者への
説明とか、あるいは文部広報というふうなものを
通じての説明はいたしておるわけでございます
が、やはり具体的に国会で法案の御審議が行われ
ているというふうな状況でございしたので、たと
えば国民全般に対します放送大学についてのP
Rと申しますか、そういう点については、国民に
その点を私ども理解をいただく資料は十分用意は
いたしておるわけでございますけれども、そうい
う点でおのずから限度もあったという点はひとつ

御理解をいただきたいわけでございます。

○勝又武一君 放送大学という名称そのものにも
いろいろ御議論があると思いますが、放送大学が
まずどういふものなのか国民に放送する必要がある
んじゃないかというぐらいいさえ思うわけです
よ。これは少し冗談も含まれてはいますけれども
ね。つまりそういう、お聞きする意味は、国民的
合意の問題がいろいろ議論されてまいりました。
ですから、やっぱり国民的な合意が得られない中
で政府案の強行するのはいけないんじゃないかと
いう、そういう意味合いを込めてお聞きをしてい
るつもりなんです。

そういう意味では、やはり私は何かマスコミ
——新聞、テレビがある問題についてきわめて
大きく取り上げる取り上げないということより
は、むしろやっぱり教育の問題というのはきわめ
てじみな問題でございしますし、一面トップを飾ら
なくとも、やはり三十、五十年のこの長期にわた
る日本の教育を決めるという意味で、そういう点
できわめて重要だ。だから、新聞に出るとか出
ないとか、一面トップを飾るとか飾らないとかと
いうことを言っているわけじゃございません。そ
ういう意味じゃなくて、予測調査のことは後でお
聞きしますが、予測調査をやられる前提というよ
うなものについても、やっぱり文部省として、も
とそういう意味で国民に知らせる努力なり、ある
いは情報宣伝なり、まさに国民に対して放送する
必要がある。そういう意味での観点でお聞きをし
ているんですが、何かそういう点で、これから文
部省としてお考えになることはございせんか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のように、放送
大学は国民に開かれた大学として全く新しいもの
を目指してつくっていくわけでございます。した
が、いま私どもといたしましては、従来から
御説明をいたしておりますが、ただいま御提案申
し上げておられますこの放送大学法案は、特殊
法人としての設置形態をお決めいただく法案で
ございまして、この法案を成立させていただけれ
ば、具体的にこの放送大学が放送大学をつく

る段取りに、これは文部大臣に設置認可申請を出
すというふうなことで、次の手続に進むことにな
るわけでございます。

私どもといたしましては、放送大学——これは
仮称でございますけれども、具体的なそういう大
学づくりに実際に取りかかるに際しましては、や
はり本当に国民に開かれた大学となっていくため
に国民に広く理解を求めるといふことも御指摘の
とおり必要なことであらうかと考えております。
そういうようなことについては今後一層努力をい
たしたい、かように考えております。

○勝又武一君 私の言う意味は、文部省が積極的
に自分たちの考えを国民に対して知らしていくと
いうことの必要性を一面言いました。しかし同時
に、文部省としてはもう一面があると思うんです
ね。逆に国民の学習要求というものは一体どう
いうものなのか、国民の教育要求というものは一
体どういうものなのか、それをこそ文部省はもっ
とシビアに、もっと的確に把握すべきだというよ
うに考えます。いろいろいま学習要求が多様化し
ているわけですね。そういう意味では放送大学が
正規の大学教育という厳しい条件を一面付してい
るわけですね。同時に、大学の公開講座なりNHK
の大学講座なり朝日のカルチャーセンターなり
そういうものから受ける国民の放送大学に考える
イメージですね、四年制の大学かということ、
もつと国民的な幅広い教養講座というように考
えているものと何か私はまだまだチャンネルにな
っているきらいがあると思えますね。

そういう中で、五十年六月に実は調査が行われ
ていますように、結論を言いますと、教育需要
の予測調査というものは、私はもう一度やり直して
いただきたい。そういう意味で五十年六月のた
とえば「放送大学の基本計画に関する報告」、青表
紙のこれにございします五十年六月の五千人のサン
プル調査、満十八歳以上の人口の八%ですか、六
百二十万人と推定、学習の中絶者が毎年二〇%、
放送大学の常時登録四十五万人、この出た数字と

いうのは私はきわめて甘い、そう指摘せざるを得
ません。問題は、いろいろな方が指摘されていま
すが、私はやはり設問の仕方ですね、選択肢のと
り方に非常にやっぱり問題があったんじゃないか
と思います。先ほど言いましたように、大学卒
業の資格を取りたいという願望、この数が多いこ
とは私も否定はいたしません。しかし、大学卒業
の資格を取るためにはこれこれのこういう厳しい
条件が前提としてあるんだ、四年どころかそれが
五年も六年も八年もかかる、こういうこともあ
るでしょうし、教育課程に頼る必要がある。繰り
返しますけれども、通信教育の方々が一〇%程度
だということもございしましたし、広島の方公聴
会におけるあの学生の方の公述人は十年やってい
らっしゃるというお話もあつて、たびたびここで
御披露されているわけですね。そういう点で、そ
ういう実態というものを具体的に合った設問の仕
方でなかった。同時に衆議院、参議院の文教委員
会を中心とした議論も受けて文部省の答弁もいろ
いろ変わっていらつしやる。もちろん前向きにな
っていらつしやる点も認めます。ですから、そう
いうことを整理されて国民の学習要求なり教育要
求なりというものをもう一度この放送大学と照ら
し合わせて、さらに設問の仕方なり選択肢のと
り方について、もつと具体的に再検討いただいて、
この教育需要の予測調査というのをやり直す、こ
のことが絶対必要だというふうに私は思います
が、その御決意なり御計画はいかがでしようか。

○政府委員(宮地眞一君) 私どもこの五十年の調
査はもちろん専門家に調査をしていただいたわけ
でございまして、私どもなりに十分な項目を立て
て調査をいたしましたと考えております。しかしなが
ら、この法案の審議の過程におきましていろいろ
御指摘を受けた点もございします。そういう点を
踏まえまして、この調査そのものもまた五十年の
時点での調査でございまして、今日まで相当時間
も経過をしているという点も確かにございします。
そういう点を受けまして、私どもとしましては実
際に放送大学そのものをつくり出すのは、従来か

らも御説明しているわけですが、この特殊法人の放送大学が放送大学という具体的な大学づくりを文部大臣に認可申請をするという段取りになるわけでごいまして、私もそういったしましては、この法案が国会の御審議を経まして特殊法人としての出発をお許しいただけるならば、その特殊法人みずから大学づくりの前に本当に放送大学というものの御指摘の需要調査というふうなものを設問のところ、あるいは具体的な大学の単位を取るに当たってのいろいろの問題点、そこらも踏まえまして本当に国民全体のニーズを、私も五十年の調査で従来ずっと御説明をしてきておるわけでごいまして、もちろんそれを受けて今日計画を立てておるわけでごいします。それらをこの学園みずからがさらに調査をするということについては、私ももうそういうものに積極的な対応で取り組んで、調査をした上で取り組むということも必要なことではないか、かように考えております。

○勝又武一君 私共委員会でも再三出ている点も一度きょう復唱をしている意味合は、まず文部省は足を定めてくれ、与党のある方の言葉をかりますと先行試行型だということもございまして、まず出発をさせてくれ、それからだと。私はやっぱり逆なん、このことがはつきりしなければ、放送大学は成功しない、失敗に終わる、私はこういうふうな思ふからなんです。ですから、そういう意味で、ぜひいまお答えになっていらっしゃる、たとえば調査を再度検討してやるという意味合の御答弁でありますけれども、この決意ですね、これがやっぱり私は放送大学を成功させるかさせないかということに大きくかわつていくと思ふので、その点についてさらに具体的な計画というものを立てて、そのことの御提示をお願いしたいと思います。

そこで次に、そういう第一期計画におきまして入学の希望者あるいは二年目以降の各年次における進学者の数、卒業者の数、これらもこの五十年六月の時点とは、私はいろいろの討論の中から再

検討すべきだというふうにも思ふわけですが、そうして、そういう点で、具体的なデータの変更に伴って、もう一度この計画というものを考え直すべく、むしろ厳しい予測、そういうデータに基づいて再検討するということが必要だと思ひます。

そういう意味で、何か文部省の御答弁はまず出発をさせてくれ、足を定めてくれたらそれはひとついろいろとやるんだということでありまして、それは実は逆でありまして、そのことについての明確な現段階での文部省の方針というのをぜひ立てていただきたい。くどくどありますが、このことをあえて指摘をいたしておきます。

それから次に、関連をしましていろいろと学生の問題があると思ふんです。この学生の問題も、たとえばいままで出ております単位の互換の問題あるいは編入なり転学する問題ですね、そうしてまた入学した後の単位の認定なり卒業資格の認定の問題、これらについてもきわめてあいまいだということが指摘をされてきています。こういう点について、この第一期計画の中でこれらの点が非常にあいまいだと指摘されている点について、何か文部省として委員会での答弁だけでなしに、これらについて何らかの文章化を図るなり、そういう点の明確化を図るというふうなお気持ちはございませんか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学の学生の入学についてのお尋ねかと思ふわけでごいしまして、従来御説明をしている点でございすけれども、高等学校卒業を基本的な入学資格とするのは、これが正規な大学である以上、そういうことでございすけれども、やはり広く国民に新しい時代の大学教育の機会を提供するということでもございすので、たとえば高等学校卒業資格は持っているけれども同等以上の能力があると認められる方には広く門戸を開放するというような考え方は積極的にとっていききたいということは従来からも申し上げている点でございす。たとえば、具体的にはそういう方々が科目履修生なり、あるいは

専科履修生として一定の単位を修得をしたというふうな場合であれば、やはり十分履修能力がある者というふうな判定もできるわけでごいまして、そういう方々がさらに全科目を履修して大学卒業資格を得たいという際には、もちろん受け入れて、所定の単位を修得すれば卒業資格を認めるというふうなことは当然考えられる事柄の一つではないかと、かように考えております。

それから、単位の互換の問題につきましても、従来既存の大学につきましても単位の互換ということとは、高等教育なり大学教育全体の弾力化という観点から私も積極的に姿勢で対応をしておるわけでごいすけれども、特にこの放送大学においては、もちろん国公私立のほかの大学の教官の方々に多数御参加をいただかなければならぬ大学でございすし、そういう点で他大学の学生ももちろん特別聴講生として積極的な姿勢で受け入れるわけでごいす。そうすることによって、この放送大学と既存の大学との単位の互換ということが特に積極的に行われるように、私もこれはこれを一つの契機として、高等教育全体の弾力化と申しますか、そういうことを図っていきます一つの契機といたしたいというぐあいにも考えているわけでごいす。

たとえば、放送大学は従来御説明申し上げておりますとおり、教養学部ということと予定をいたしておるわけでごいす。たとえば、ほかの既存の一般大学、たとえば単科の大学等において一般教育科目についてはこの放送大学の科目をもつて充てるというふうなことが順次浸透していくことになれば、やはりこの放送大学の持つ意味合というものが非常に非常に大きくなっていくではないかというぐあいに私も考えているわけでごいす。これは、もちろん放送大学の授業内容なりそういうものがほかの大学にも高く評価されるということが必要でございまして、そういう評価を得るような方向でぜひともいま申し上げましたような点が実現できるように努力をしていただきたいと、かように考えているわけでごいす。

います。

○勝又武一君 局長の答弁の一番おしまいのところですね、相当の高い評価を受けるという個所です。これは一昨日の連合審査の際にも委員の方の御指摘がありましたね。東大と早稲田、慶応との比較というふうな議論がやごいしましたけれども、私は必ずしもその立場ではありませんでしたけれども、やはりいま局長のおっしゃっている意味での他の大学との均衡なり単位の互換なり、そういうことになると、やはり放送大学の一定の水準を保つという点について単位互換なり卒業資格の認定というところが重要な問題になると思ひます。そういう意味で、この放送大学が一定の水準を保つためにはどういふような具体的な方法というものを今後検討なさるんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的には、やはり大学の教育の中心としては、やっぱり教官を得るということが一番基本ではないかと、かように考えます。もちろん、先ほど来御説明をいたしておりますように、この放送大学が放送大学の設置認可申請を文部大臣あてに提出いたしますと、具体的には大学設置審議会でごいす。大学設置審議会が教官組織についてももちろん審査を受けるわけでごいまして、この点はほかの一般の大学と全く同様の仕組みになるわけでごいす。そういう意味で、教官の資質というもののについても十分確保される、仕組みとしてはそういう仕組みになっておるわけでごいす。もちろん、従来からも申し上げておりますように、教官スタッフについては国公私立大学の関係者の御協力をいただけて十分優秀なスタッフをそろえるということ、そのことがこの放送大学の内容を評価していただくための一番大事なポイントではないかと、かように考えております。その点にまず努力をすべきであると、仕組みといたしましてはそういう仕組みで保障されているものと、かように考えております。

○勝又武一君 これらに関連して、当委員会におきまして、中で余り議論をされていないことが

一つあると思うんです。それは入学資格の問題です。

いまお話がありましたように、私は一定の水準を保ち、厳しい条件を付して、やはり他の大学に劣らない、三流とか五流とかという話の出ない、そういうためには、学生には大変でなければならぬ、厳しい教育内容、そしてまた単位の認定なり卒業資格認定というのをしていく。しかし、入る方は緩やかでいいんじゃないですか、学歴社会を打破するといふ基本なんですからね。入学資格に、たとえば高校卒業ということさえ私は外していいんじゃないかと思う、もっと端的に言えば、たしか外国の例でも年齢だけというように考えているところもございまして、このオープンユニバーシティーなんかもそうだと思いますね。だから、そういう意味では別に高校を卒業していなくても本気でやる人がいたらいいんじゃないか、こういうことさえ私は——入るときは緩める、出るときは厳しい、昔そういう専門学校がありましたけれども、そういう点はいかがですか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の点はまさにそのとおりであるかと思ひます。やっぱり入るのはやさしいけれども、大学卒業としての単位の修得という点では十分なものを得ていただくことが必要ではないかと、基本的なお考えは御指摘のとおりであらうかと思ひます。

○勝又武一君 ぜひその点は、そういうことが入学資格について学歴打破ということができるよう配慮を、これも大臣にも、いま局長の答弁のとおりだと思ひますので、ぜひこれはそういう点でお願いをしたい。

もう一つ、これも余り出ていない問題ですが、私は放送大学こそ心身障害者を積極的に受け入れるべきだと、また思ひましたように、何が何でもかたがたというふうな、そういう気持ちで言っているわけでは決してございませぬ。国際障害者年だから何かそのことに便乗してというふうな根拠ではなくて、放送大学ということを本当におやりにするんなら、まさにそういう隔絶されがちな心身

障害者の方々を積極的に受け入れるべき具体的な方針なり条件整備についてどんなお考えでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生の御指摘のとおりでありまして、開かれた大学としてぜひそういうふうな姿でありたい。この放送大学というものの今回のスタートは、わが日本の文教政策から申しまして非常に画期的な私は大きなエポックメイキングになると、かように考えております。

○勝又武一君 さらに大臣にひとつお願いをしたいんですが、これも各委員の方々から多く出されたいんですが、学生の側の条件を整えてあげることですね。たとえば、教育有給休暇制度をつくれとか、週休二日制の確立をさらに一歩前向きに進ませるとか、これはもう各委員の方もおっしゃっていますし、それから地方公聴会でも出ていますし、ここで陳述された参考人の方々も言っているように、私は文部省の答弁も非常にそういうことで前向きだと思ひますが、さてその拡充のための具体的日程ということになると一歩も前進しない。一つ方法があると思ひますがね。これ、文部省だけでできないんだから、大臣がひとつこういう点について、この間おっしゃいましたね。総理が物すごく積極的で、何回もこれは激励されているんだと、こうおっしゃるんですから、どうでしょうかね、閣議申し合わせ等でこの点について前進をさせると、こういうようなことも文部大臣から閣議で御提起願えませんか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま私はそのことは考えておりませんが、先生の御意見は御意見として拝聴いたしておきます。同時にまた、そういうふうなお考えに對しましては、われわれもだんだんと機が熟するに従ひまして、開かれた大学というと同時に、諸条件の整備もいたしてまいりたい、かように考えております。

○勝又武一君 当委員会におきまして、参考人の方々においでいただき、地方公聴会をやり、現地調査をやってきました。それぞれ、たとえば現地

調査の際には大学局長なり監理官なり御同道願って、現状も一緒に見ていただいた。そういう意味で、委員会での質疑なり討論がアウフヘーベンされていくといういい意味の前進があるというふうな私にも思ひます。ただ、何か委員会で言いつ放しというふうなきらい、あれは後で会議録を見たら答えているからいいんじゃないかということではないやり方ですね。

言いたい意味はこういう意味なんです。地方公聴会での意見とか要求とか要望がいろいろございまして、大学の夜間部なり通信教育学生、そういう学生側からの要求というものもいろいろあると思うんです。今後これは含めてなんですか、どういふような方法で一体それらの要求や要望を文部省は把握をされようとしているのか、まずこれつかまなきゃならぬんじゃないか、どういふ方法で把握されるのか。それを把握したら反映しなくちゃならないから、大学運営にそのことをどう反映するのか。そういう方法なりシステムで、どういふような点について具体的なお考えはございせんか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のように、大変当委員会での審議に、具体的な現地調査その他の際、私どもも同行させていただきまして、非常に参考になる点もございまして、そういう点を今後具体化していくに際しては、私どもとしても御指摘のありましたような点は、もちろん十分生かしていく心づもりで取り組む考えでございまして。

御指摘の、具体的に学生からの声というものをどう吸い上げるかという点でございしますが、これは学生の場合で申しますと、学習センターでのスクリンクというふうな機会がございまして、もちろんカウンセリングとか、その他学生からのいろいろな意見なり、そういうふうなものを吸い上げる態様といたしましては、具体的には学習センターでの対応というふうなことがまず第一に考えられるわけでございます。そのための仕組みといふんですか、そういうふうなものについては、やはり学習センターの責任者でございまして、

そういう教学スタッフの方々に——これはもちろん大学内での事務の処理でございまして、教学関係の方々の適切な、そういう学生の意向なり、そういうものを吸い上げる仕組みというものを、委員会組織でございまして、か、そういうふうなものを見ていくべき課題ではないかと、かように考えております。そしてまた、従来からも言われておる点でございまして、それ以外の方々の、いわゆる学生ではないけれども、もちろん一般の方々が広く視聴する機会があるわけでございまして、そういう方々からもいろいろな御意見というものが寄せられることも予想されるわけでございまして、基本的な一番根っここのところで申し上げますと、学園に学外の方々の声を反映させる組織として運営審議会という仕組みが法定はされているわけでございまして、それ以外にさらに具体的な放映されました——これは大学の授業そのものでございまして、それについての一般の視聴者の、学生以外の方々の声というものは当然寄せられることは考えられるわけでございまして。それらについては、大学の実際に教学を担当している方々にとりまして、そういう本当に学生以外の方々の御意見も受けとめるような仕組みというものは、やはり大学みずからでお考えになつて、適切な委員会組織と申しますか、そういうふうなもので受けとめて、さらにそれを実際に今後の大学の講義なり、そういうふうなもの、その改善、向上のために反映させるという努力というものは必要なことではないかと、かように考えます。それは、この大学が放送というふうな手段を用いるからこそ、むしろそういう意味で、開かれた大学として広く一般の方々の声も寄せられることになるといふ点が、従来の既存の大学と本当にまことに違ふ点でございまして、そういう意味で、それらについては大学みずからそういう声を積極的に吸い上げて、それをさらに大学の改善のために役立てていくような努力力というものをすべきではないかと、かように考えております。

○勝又武一君 たとえば、これは一例にすぎませ

んけれども、地域学習センターの拡充と、こころはそう抽象的に言うわけですね。ところが、地方公聴会とか、具体的にそういう方々と会いますと、県庁所在地に一つ地域学習センターがあつても、そこへ来るまでには山の中から四時間、五時間かかって出てくるんです、いや、実は一泊しなければとてもできないんですという話が出るわけですね。そうすると、たとえば、私言いたいのは、具体的にそうすると、それは宿泊施設についてはどうやってくれるんだろうかという要望が出てきます。これはお江戸の真ん中という運営審議会の中だけでは私は理解できない。だから、そういうような地域の生の声をどう集約をして吸い上げて、それを具体化するにはどういうシステムなり方法があるか、こういう意味でお聞きしたんですが、何か委員会組織をつくって吸い上げて検討していくという意味の局長の御答弁だと思ふんですが、私はその辺が心配なんです。その辺が私たちが、特殊法人形式がきわめて欠陥が多いと、やっぱり雲の上の存在になりかねないと言っている意味も一つそこにあります。

そういう意味で、再度これは重ねてお聞きしますが、通信指導、添削ですね、特にいろいろ問題が出ましたスクーリングなり、あるいは、私も強調しましたけれども、ゼミナールの問題なり、この地域学習センターの、私がいま言ったような具体的な宿泊施設という、たとえばそういう問題も含んだ拡充整備の問題等、私は、やっぱりそれをいままでの答弁ではなくて、それらについての具体的な計画を策定前に明らかにすべきである、こういうふうな考えますけど、この点についてはいかがですか。

○政府委員(宮地眞一君) 確かに、学習センター、スクーリングの問題について、いろいろ従来の私立大学で行っております通信教育についても、スクーリングのところが一番実際に単位を取るに当たって非常にむずかしい点であるという点が言われてきておたわけでございます、そういう意味で、この放送大学におきましては、スクーリン

グの場所を一カ所に集中することなく、それぞれ地域に設けると。第一期の計画で申せば、関東地域でそれぞれ県内に一カ所ということで計画を立てているわけでございます。

御指摘の点は、県内一カ所でお学生がスクーリングを受けるという点で、いろいろ十分でない点もあるんではないかという御指摘ではないかと思ひます。

それらの点については、やはり現実はどういう地区にどれだけの学生がいるかということ把握した上で対策というものを考えていかなければならぬ点も出てまいりかと思ひます。必要に応じては、たとえば学習センターのプランチのよなもの、をどういう形で具体化していきますか、それは具体的なことは大学で御検討いただくかなければならぬ事柄でございますので、それ以上さらに詰めたところまで御説明が困難でございますけれども、やはり県内一カ所の学習センターでは必ずしも十分でないという事柄などが明らかになれば、さらに学習センターにプランチのよなもの、をどう考える。そのプランチというものが、たとえば地域の公民館というふうなものと連携できるかどうか。そういうふうな、従来のような固定の考え方はなくて、相当弾力的にそういう公民館と連携できるかどうかというふうな事柄なども含めて弾力的な対応というものを積極的に考えていかなければならぬのではないかと、かように考えます。

○勝又武一君 この問題が重要であるから前回も議論されている問題だと思ふんですが、教育の機会均等という問題です。これはもう問題点は明らかでありますので、多くを言うことがありませんけれども、教育の機会均等というものが私はやはり何よりも優先をされなくてはならない。この基本方針が間違つて放送大学はやってみたいけれど、関東周辺だけで十年たとうが十五年たとうがそこだけだったということになりかねない。ですから、これはまさに大臣なり文部省の決意のほどだと思ふんですが、放送大学を出発させる以上は、

まず教育の機会均等というこのことを最大の眼目にしてそれに近づけるための最大の努力をするんだという、言葉でなくて、これは本当にそうお考えですか、くどいですが。

○国務大臣(田中龍夫君) お答え申すまでもなく当然のことでございます。放送大学構想それ自体が私は教育の機会均等の大きな一つの第一歩であり、同時にまた、さらに宇宙衛星というものが使われるようになりますればなおさらでございますが、われわれの理想はそこでございます。

○勝又武一君 そうしますと、やっぱり十年だか十五年たなければならぬというその辺の計画を再検討なさるといふお気持ちが私はまだ薄弱だと思ふ。ですから、文部省の答弁はいろいろ技術的なことも含め、いまの可能な方法としてはまず関東周辺なんだ、そしてそれを放送衛星で全国ネットワークに乗せるんだという言い方です。今度は地方へ出れば、当然大学の多い関東周辺よりは大学の少ない地域から優先させてくれという要求が出てくるのはこれはもうあたりまえであります。ですから、私たちはいろいろ苦勞をしてNHKに担当したらどうかという対策を提起をしたわけですが、それについてはいろいろとまた議論があつて実つてはいかない。ですから、この問題はどうかでしようか。本当にそういういまの大臣のお気持ちなら、もっと全国ネットワークに乗せる具体的な方法を真剣に再検討なさる。何か大学局長の言葉を聞いていますと、NHKに協力を受けるという言い方は技術的な点はいろいろ参考になるんだという言い方にしかとれないんですけれど、そういう点で、この点を、やはり関東周辺を優先ではなくて、地方優先というところで大英断を振るってやるというお考えは再度ありませんか。

○政府委員(宮地眞一君) 従来御説明をいたしておりますように、放送大学の第一期の計画といたしましては、諸般の事情を考慮した上で関東地域からスタートをさせていただくということで御提案を申し上げておるわけでございます。地方

公聴会等で地方での声というのは大変大きいというところももちろん承つたわけでございまして、そういう点で、第一期の計画の後、全国的にこれを広げていくに際しましてはさらに放送衛星の問題その他、なお検討課題がいろいろあるわけでございまして、それを広げる努力というものは、もちろん大臣も御答弁申し上げましたように、教育の機会均等という観点から私もとてもなるだけ早く実現をするように努力はいたしたい、かように考えております。

そこで、地方の声を何らかにたえる手だてというものを積極的に考えたらどうかというふうなお尋ねも先般いただいたわけでございまして、これは私は放送大学学園なり大学自身でお考えいただくかなければならない課題でございますが、たとえばということで申し上げた点でございますが、たとえば、放送大学が関東地域からスタートをするわけでございまして、それぞれ国公立大学に御協力をいただき、関東地域以外の地域でも、いろいろな先ほどのような調査とかその他ももちろん実施をするわけでございまして、そういう特に非常に希望の強いような地方において正規の大学の課程という形にはならないかもしれないけれども、やはりたとえば、公開講座というふうな形をそれぞれ地方の大学とタイアップしながら実施をしていくというふうな形でそういう声にこたえること、え方ということも考えなければならぬ課題ではないかと、かように考えております。

それらの点については、なお関東地域からスタートするのを、具体的な事柄については、やはりこれは、現実には放送大学と地方の国立大学との間で具体的な事柄をお決めいただかなければならぬ事柄でございますから、私もとしてはそういう形もやはり地方の要望にこたえる一つの手段ではないかと、かように考えております。

○勝又武一君 私は、やはり放送大学というのは、国民が期待している点は、一つは、厳しい条件はございまして、厳しい条件はあるし、学生にとって大変な負担がかかりますけれども、いつでも

まず教育の機会均等というこのことを最大の眼目にしてそれに近づけるための最大の努力をするんだという、言葉でなくて、これは本当にそうお考えですか、くどいですが。

○国務大臣(田中龍夫君) お答え申すまでもなく当然のことでございます。放送大学構想それ自体が私は教育の機会均等の大きな一つの第一歩であり、同時にまた、さらに宇宙衛星というものが使われるようになりますればなおさらでございますが、われわれの理想はそこでございます。

○勝又武一君 そうしますと、やっぱり十年だか十五年たなければならぬというその辺の計画を再検討なさるといふお気持ちが私はまだ薄弱だと思ふ。ですから、文部省の答弁はいろいろ技術的なことも含め、いまの可能な方法としてはまず関東周辺なんだ、そしてそれを放送衛星で全国ネットワークに乗せるんだという言い方です。今度は地方へ出れば、当然大学の多い関東周辺よりは大学の少ない地域から優先させてくれという要求が出てくるのはこれはもうあたりまえであります。ですから、私たちはいろいろ苦勞をしてNHKに担当したらどうかという対策を提起をしたわけですが、それについてはいろいろとまた議論があつて実つてはいかない。ですから、この問題はどうかでしようか。本当にそういういまの大臣のお気持ちなら、もっと全国ネットワークに乗せる具体的な方法を真剣に再検討なさる。何か大学局長の言葉を聞いていますと、NHKに協力を受けるという言い方は技術的な点はいろいろ参考になるんだという言い方にしかとれないんですけれど、そういう点で、この点を、やはり関東周辺を優先ではなくて、地方優先というところで大英断を振るってやるというお考えは再度ありませんか。

○政府委員(宮地眞一君) 従来御説明をいたしておりますように、放送大学の第一期の計画といたしましては、諸般の事情を考慮した上で関東地域からスタートをさせていただくということで御提案を申し上げておるわけでございます。地方

公聴会等で地方での声というのは大変大きいというところももちろん承つたわけでございまして、そういう点で、第一期の計画の後、全国的にこれを広げていくに際しましてはさらに放送衛星の問題その他、なお検討課題がいろいろあるわけでございまして、それを広げる努力というものは、もちろん大臣も御答弁申し上げましたように、教育の機会均等という観点から私もとてもなるだけ早く実現をするように努力はいたしたい、かように考えております。

そこで、地方の声を何らかにたえる手だてというものを積極的に考えたらどうかというふうなお尋ねも先般いただいたわけでございまして、これは私は放送大学学園なり大学自身でお考えいただくかなければならない課題でございますが、たとえばということで申し上げた点でございますが、たとえば、放送大学が関東地域からスタートをするわけでございまして、それぞれ国公立大学に御協力をいただき、関東地域以外の地域でも、いろいろな先ほどのような調査とかその他ももちろん実施をするわけでございまして、そういう特に非常に希望の強いような地方において正規の大学の課程という形にはならないかもしれないけれども、やはりたとえば、公開講座というふうな形をそれぞれ地方の大学とタイアップしながら実施をしていくというふうな形でそういう声にこたえること、え方ということも考えなければならぬ課題ではないかと、かように考えております。

どこでもだれでもがそういうことで自分が本当にやる気になんていけばいいという、そういうことにこたえなくちゃいけない。それがなければ全く放送大学やめた方がいい、それもさえないわけですね。そういう意味で非常にこの点はまだまだあいまいだし、不十分だと思うんです。ですから、そのことができないならばもう放送大学の出版は見合わせる、このくらいは英断を大臣は持つべきだと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) この法案の趣旨から申しまして、一つは大学といたしましてのりっぱな大学をつくるということ、もう一つは一般教育という意味の社会教育という問題と、二つを兼ね持っておくというところにこの放送の眼目がございまして。視聴者並びに勉強をなさるという方々がその二つの構想のいずれを選んで修学なさるかということでございます。

○勝又武一君 これは、大臣に技術的なことでなくて、非常に基本的なことで二、三伺いたいと思ふんです。ぜひ率直にお答えいただきたいと思ふんですが、それは財政上の問題なんです。財政上の問題と別には別には大学局長にお聞きしなければわからないというふうな意味合いではございませんので、ぜひお願いをしたい。

それは、先ほどから大臣お答えになつていらつしやるように、放送大学というのは教育の機会均等の立場で全国的にやっていくんだ、その気持ちには変わりない。しかし、全国的にやるにはいまいきぐにはいまいき、もう少し時間をかけてくれ、これが大臣の気持ちだと思ふんですが、さて実際に全国ネットワークに乗せるには相当なお金がかかりますね。そして大臣は、この間二度も繰り返されて、私は総理から激励を受けているし、総理から放送大学をやれということの強い、何といううんでしょかね、合意といふんです。そういう意味合いの御答弁をされていくわけですか。だから、勇気りんりん——何とおっしゃったかな、勇気りんりんとかという言葉があったような気がしました。

そこで、お聞きしたい点は、一体大臣、これ相当なお金がかかるわけですね、正直に言ひましても、第一期計画だけだつて一千何百億と言われているんですから、これ全国ネットワークに乗せていくには大変なお金がかかってくるんです。そうすると、いま鈴木総理は大いに大臣ががんばつてやれというところまでありますが、さてこれから財政難財政難でやってくるに、文部大臣がいまおっしゃつておられる点で、教育の機会均等のために、長期的な財政投資を伴う問題ですから、それについていろいろの困難が出ようが一切はねのけてやっていると、こういう点はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) もちろん、大学をつくりまして、所要の経費というものは充足しなけりやならないのでございまして。ただいまお話しのような全国ネットワークを完成いたしますまでの大変なお金、あるいはまた宇宙衛星になります場合におきましても、いろいろな出費というものは当然かかります。その経費というものは当然充足しなけりやありません。ただいまその問題と法案を成立通過させていただくという問題とはいささか私には論点を異にしたのでございまして、法案が通過することができない、誕生しなければお金の問題にまでも至らないのでありまして、やはり何はともあれ、ひとつ生み出すだけのところの御努力は御協力をお願いしまして、後、産んだ子供がどう生き生きとして育っていくかという問題はまたその問題といたしまして、国家財政として十分に配慮をいたさなければならぬ、かように考えております。

○勝又武一君 大臣、いま大変なことを私おっしゃつたというふうに思ふんです。それは、大臣はやっぱり生み出すのは生み出してくれと、後は大いに努力するということなんですね。けれども、実はそのところの、いま私がお聞きしているところがないと、大臣や文部省が考えている意味の放送大学という子供は育つていきませんよ。大変な子供になつていきますよ。こういう話さえあるわけですよ。理事とか監事

の数が少ないですね。これ大臣、お認めになるでしょう。一般の特殊法人よりは理事の数も少ないし、監事の数も少ないし、評議員の数なんか少ない。簡単に言えば、地方の私立の学校法人の幼稚園の理事や評議員の数よりも少なくて済むような特殊法人ですよ。それを、こういうことさえない人いるんですよ。そういうふうに数を少なくしているのは、行政管理局や大蔵当局の文部省に対する圧力があって、文部省がそれに屈服しているからだという大変な批判さえあるくらいですよ。何でそんな程度のことですら子供に育ちますか。産むだけじゃ産ましてくれ、後の金はこれからだというのじゃだめです。後の金も一億何千万が何千億何千万が教育の機会均等のために放送大学については惜しみなく金を使う、このことがなくて何で子供を産みますか。何で責任を持つてオーケーが出せるでしょうか。私は、大臣のお言葉ですけれども、ここは大変違いますよ。その決意を大臣が持ちこたへるかならないか、子供を産んでいかに悪いか決まると思ふんです。それはいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) お言葉を返すようでございますが、幼稚園の理事の数と大学の理事の数、数だけで律せられない問題でございます。しかしながら、本当にたまたまの放送大学をつくらせしめて、そしてさらに日本の文教政策の上から申しまして画期的な本大学の設立につきましましては重大な決意を持って臨んでおります。

○勝又武一君 そこで二、三関連しますけれども、これもやっぱりお言葉を返すわけじゃないですか、幼稚園の数と特殊法人のいま理事、監事の数を言つたのは、私が言つたんじゃない。それは行政管理局や大蔵省が文部省をそう見ていますというのをいろいろ多くの新聞記者やテレビの方々がそういう批判を持っていますよ、それが私たちの耳に入ってきますよ、そういう意味で申し上げたい。これはそういう意味でお受け取りいただきたい。

を持っていますんだという批判の中で、何千億もかかる大学を誕生させるのですから、大臣が一人で、よしおれががんばると、それで総理から激励をされているんだと、これだけではだめです。私はそれだけでは子供は産めないと思ひます。

きょうは、実はそういうことになると思ひましたので、昨日、自民党の理事の方や委員の方、私はきょう総理の出席を求めました。それで、これは文教委員長もお聞きの上で、きょう総理の出席ができるように最大限の努力をしてくださいました。昨日の理事会でもこのことも議論になりました。その他の政党の方々からも、野党の方々からも総理の出席の話をございしました。何かきょう一日努力してまいりましたけれども、どうしても総理の出席がきょうできないと、こういうことでありますので、大臣に言うしかありませんので申し上げますけれども、大臣はそういう決意だと、総理は大臣の肩をたたいて、おいがんばれと、こう言つたというのですけれども、それだけでは全くだめですよ、具体的にしてください。行政管理局や大蔵省がさつき言つたような世論的な批判じやなくて、この放送大学には何千億かかるが、教育の機会均等のために、全国ネットワークに乗せるために必要な子供は産みません、産んだら関東周辺だけで終わるようなちやちやなものではありません、必ずそうしますというのを約束してください。それにはもう閣議決定をしていただくしか私はないと思ひますけれども、そのことを閣議決定してもらつたための大臣としての御努力をされる決意はいかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) もちろん、この法案を通します以上は、先ほど来申し上げておりますように、政府なりまた代表する総理なりと私はお話をしておるわけでありまして、しかしながら、先生がおっしゃいましたように、特にまだ概算要求も出さない、しかも臨調というものを控えまして、今日ただいまそれを政府から前もって約束させるということは、これはけだし言うべくして——よしんばそういうお答えをしたといたしまして、

それはまた問題だろうと思ふであります。その点は、私も一國の國務大臣といたしまして文教政策をお預かりいたしておる者でございます。私のお答えをもつて政府の意思にかえると、それだけのことは責任を持っております。

○勝又武一君 私はそのやうに大臣と意見を異にいたしませう。行政管理局、大蔵省が立ちまはだかっているわけですね。確かに経理の補助を受けて勇気りんりんだという大臣の御答弁はありました。それは文教委員会での大臣の御答弁でありまして、大臣のいまの言葉の中にも、すぐ目の前に行革があるというお話もある。まして、そういう客観情勢の中であるだけに、何か東周辺だけの放送大学に終わらないという意味のもので、それはやうにあらうまいやないでしょうか、その程度の開議決定、開議了解をするのは。それは、私はいまの大臣としてのまさに最低の責任だと、政治的責任だというふうに考えます。だから、放送大学を誕生させてくれと、そうなら、よしわかった、こういうことで政府一体になってやるんだと、こういうことがあれば私どももこれ検討するにやぶさかではありません。何か総理大臣もいつかわかるかわからない、大臣もいつかわかるかわからないという日本の政治情勢の中ですから、その辺はひとつと根性を決めて、決意のほどをはつきりしていただきたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまお話のように、ど根性を握えてはつきりと私はお答えを申し上げます。

○勝又武一君 私はぜひひとつ開議決定をする、このことを最低の条件、開議決定ということになれば、何かよく聞きますけれども、放送大学の前途に憂うべきものがある。本間に大臣や文部省が言っているような子供に育たない。そういう心配を感ずるがゆえに、この際、本間にあえてこの点を大に強調しておきたい。ぜひひとつ、これは大臣の責任で検討をいただきたいと思ひます。

そのことは、実は放送大学を成功させるための

学問の自由、大学の自治と放送の自由を確保するという問題とあわせて、これからの放送大学の前途に横たわっている多くの困難、先ほど大学局長が言っているように、たまたまの困難が山積しているわけですね。そういう問題をやるためにも、やうに一番かかるのは金なんだ。しかも、財政難とこうなるわけですから、そういう意味でお願いをしたい。そうでない、お茶の間の主婦の、何ですかうまく言えませんが、よく言われているんですね、放送大学はお茶の間の主婦の何か暇なときの教養番組の楽しみだという程度に終わってしまうんじゃないかという批判に対して文部省は堂々と答へられない。だから無用じゃないかという無用論も退けられない。そういう意味で、どうしようでも申し上げた次第です。

一つ落としてしましたけれども、そういう意味で申し上げたいのは、この財政上の問題に関連しまして、予算、決算、こういうやうに承認の問題とか、非常にやはり理事長権限、理事、評議会の中で縛られておられます。そういう点で、何かやうに文部省の仕組みの中で、しかも行政管理局、大蔵省の批判を受けやすい中に入り込みやすい、こういう感じが率直に持つわけですね。

そこで、これはイギリスのOUの場合にも言えると思うんですが、何か三年ごとに補助金を決定するやうな財政の仕組み、オープンユニバーシティですね。めんどろです。以下OUと略させていただきますが、そういう日本のやうな単年度主義でない、そういうこの放送大学については、特に長期的な会計年度といえます。長期的な財政計画といえます。財政支出といえます。そういうやうなことがやうに必要じゃないか。これはいままで余り議論に出ていないところでありまして、そういう点について、何かイギリスのOUあたりの経験に学んで、大臣の趣旨に沿うやうなそういう意味の検討というやうなものはお考えになる余地ございませんかね。これは局長いかがでしょうか。たとえばこういうことを言いたいわけですね。大臣ね、防衛費なんかは、た

とえばP3CやF15にしても、大変だから国庫債務負担行為になりますね。つまり単年度会計でないんです。複式簿記でいえば長期になるわけですね、国庫債務負担行為ですから。それと同じやうに、私はむしろ防衛費以上に、F15やP3C以上に、自衛官以上に、放送大学をやるなら、これは全国ネットワークだから、これからの十年間の長期債務負担行為です。このくらゐの会計年度方式という点もメスを入れた検討というものがあつていいんじゃないか。つまり、イギリスのOUの場合の三年間ごとの補助金というやうなことも、私は一つは、そういう意味の単年度国家財政というものをぶち破っているやり方だと思ひます。素人でもよくわかりませんけれども。だから、そういう意味で全国ネットワークに乗せるということが教育の機会均等で本間に必要だということ、単年度会計というものをぶち破りたいわば長期債務負担行為に類するやうな形での分については持ちます。しかしお金は単年度に三分の一ずつ、あるいは五分の一ずつ出していきます。このくらゐで何で教育の機会均等で勇気りんりんですか。F15やP3Cに負けないぐらいのね。そういう点ではいかがですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 戦前と異なりまして、戦後単年度方式がとられるようになりました。私は、いまの当該放送大学の問題もさることであり、また、いろいろな国家行政の運営の面から申しまして、いわゆる通年予算というもののみならず、さらにいわゆる長期にわたつての計画的な予算というものの必要性を感じております。そういうことから申しまして、ただいまのお話のやうな特に文教政策の面等におきまして、やはりわれわれはいまの予算形式というものの対しては改めるべき点が非常に多い、かように考えております。

いま御指摘の防衛費と教育費、どっちが大事なんだというやうな御議論、それもさることでございますけれども、いまの……

○勝又武一君 どっちが大事ななんて言っただけで

ないですよ。

○國務大臣(田中龍夫君) そういう問題とは違ひまして、われわれはやっぱり予算制度の上から言ひまして、長期のやうなやうなものは計画性を持って現行の制度を改めたいということは、先生と同じ気持ちを持っております。

いまの二つを比較しました点は、私、修正いたします。

○勝又武一君 大学局長に再度この点だけお聞きしますけれども、さつきから言つておりますやうに単年度ではありませぬやね、まさに計画が。第一期計画だつて長いし、十年、十五年かかって全国ネットワークですからね。そのことを勇気りんりん首相は約束しているというのだから、これはどうしたつてその後の十年、十五年の国庫債務負担行為に類するやうな意味でそんなふうに約束するといふ、これはむしろ文部省の事務当局として私はあたりまえの政治姿勢じゃないか、そう思ひますけれども、これは局長としてもひとつ、何と申すのか、腹を割つた答を聞かしてくれませんか。

○政府委員(宮地貞一君) 私ども御指摘のやうな点を踏まえましてできる限りの努力をいたしたいと、かように考えております。

御指摘の点で、あるいはこれは私十分理解してない点かもしれませんが、オープンユニバーシティの場合も五年計画で、全体は五年ごとに計画が立てられて、ただ、実際の予算につきましてはそれぞれ毎年度の協議というところもあるやうな点も伺つております。そしてまた債務負担行為というやうな形のもの、これは施設の整備とかそういうやうな点については当然考えられる点でございます。

それから、従来も御説明している点でございますが、第一期の計画は資本的経費で約九十七億というところでございまして、御指摘の点は全国カバートの場合の総体をしっかりとやれと、こういう御指摘かと思ひますので、私どももしっかりやる点はしっかりとやりたいと、かように考えております。

す。ただ、第二期以降の計画について申せば、従来からこれは申し上げている点でございすけれども、具体的な全国カバの際の検討課題としては、なお放送衛星の問題でございすとか、いろいろとございすので、それらの点については十分関係省庁とも協議を進めながらやっていかなければならない部分もございすので、その点だけはひとつ御了承いただきたい、かように考えます。

○勝又武一君 それはよくわかつているつもりなんです。ただ何回も出ている問題は省いていいわけですが、実はわが党の小野委員がこの点は第一回目に綿密に、計画のずさんさ、ラフさ、それから現時点に於いたときも、消費者物価指数を使つて直しただけだというような問題点、それらを後で資料として配付するというけれども、私の手元にはまだ配付されていなかった。そういうことも考えますと、私はいままでの計画より減るなんていうことは、ほとんどふふふ。同時に局長や大臣がお答えになっていることはお金を伴う問題で答えていす。たとえば、さっきの私が言った宿泊施設一つだってそうじゃないですか。皆さんの計画よりはふえこそ減るなんていうことはないんです。そういうものはほとんどふふふ。それらに耐え得るということでは、答弁はおかしくなす。そういう意味で財政的なことを言っているつもりです。

そこで、次の問題は、これも何回も指摘されておりますが、学問の自由と大学の自治にかかわる問題です。いろいろ皆さん言われているうちに局長も答弁されていますが、ぜひきょうは明らかにしていただきたい。それは、理事長を任命する場合、理事や評議員や運営審議会の委員を選出する場合に広く意見を聞くということはおっしゃっている。この問題なんです。広く意見を聞きますというところは、おっしゃっているわけですが、これも、その聞く方法ですね、一体どういう方法で聞くかとされているのか。それからそれは推薦させるという方法なのか。そういう機関がある程度

常設しようとしてされているのか。先ほど別のところでお聞きしたときには、何か委員会組織をつくるというようにもなつて、別のところで局長答弁されましたが、要するにそういう理事の選出が、文部大臣が独断的に、おいていつかに入つたからこれだ、というふうな調子じゃないんだという意味の答弁をされている。その保障ですね、大臣や局長が答弁されている保障、文相の任命というのは決してそうじゃなく、学問の自由、大学の自治を保障するために多くの人の意見を聞くんだというその聞き方、推薦の方法、そういう機関を常設をされるのか、その手だてですね、特に文部大臣の独断を防ぐ手だて、こういう点についてのチェック機能、こういうような点についてどんなに考えていすか。これをひとつきょう明らかにしてください。

○政府委員(宮地貫一君) 従来から御答弁を申し上げている点でございまして、文部大臣が役員に任命に当たります。この放送大学学園が大学を設置する特殊法人であるというふうな特性、これは従来の通例の特殊法人とは全く異なるわけでございまして、そういう意味で適任者を得るために、たとえば大学の関係団体の代表者の方々の御意見を聞いた上で、これは従来から御答弁を申し上げておるわけにございす。

そこで、お尋ねはそういう常設の機関のようなものを設けるのかというふうなお尋ねでございす。先ほど、私、答弁で委員会組織というふうなものを設けてと申し上げたのは、あれは、発足をいたしました放送大学が、たとえばいろいろな学生の要望を聞くとか、要望を受け取る手だてとして何らか大学の内部においてそういう適宜な委員会というふうなものも考えられているのではないかと、ということで御答弁申し上げた点でございす。それで、お尋ねの点は、私も、大学を設置する特殊法人であるというふうな特殊な立場でございすので、そういう観点から大学の関係者の意見等も十分聞いた上で適任者の確保に努めるということで御答弁申し上げております。

なお、申し上げますと、従来この放送大学に關します準備作業を進めてくるに当たりまして、これはいわば私的な懇談会でございすけれども、放送大学に關する懇談会というふうなものを設けて、たとえば具体的に予算が固まりました。提案にございすとか、あるいは法案が具体的に提案になりす。そういうふうな節目節目に放送大学に關する懇談会というものを開催いたしまして、これはもちろん各界の代表の方々、たとえば私学の代表の方々でございすとか、あるいは従来放送大学の準備を進めてくるに当たりまして関係とされてまいりました学識経験者の方々とございすとか、そういう有識者にお集まりをいただきまして、従来からもその経緯を説明し、御意見を承りながら作業を進めてきておるわけにございす。私も、私どもといたしましては、そういう形で十分な手だてを尽くしてまいりたいと、かように考えております。

○勝又武一君 生むまでにはいろんな意見を聞きますというところになると思ふですね。しかし生んじやたら、というところの心配を持ちます。というのは、たとえば二代目の理事長の選出はどうするのか、あるいは三代目以降の理事長の選任はどうなるのか、これはきわめて私はいままでの答弁でも不明確だと思ふんですね。だから常設と言った意味は、そういう意味も含めて、本当に何か文部省のプライベートな私的な懇談会、メンバーは文部省お気に入りの方々だけが集まる。これじゃ全くきつなつた雲の上の、お江戸の皆様を、やっぱりどくどく多くの人が言われたことですからこれは繰り返しませんけれども、皆さんのおっしゃっていることが、公にされた機関です。何か常設されるというか、公にされた機関です。ね、そんなものを私はつくっていく必要があるんじゃないか。幅広く幅広くという話ばかり出るんですけれども、結果的には私的な懇談会形式、これではきわめて不十分であります。私はきわめて

不満でありまして、それではやはり文部省お気に入りの方々しか出てこない。やっぱり苦いことを堂々と云うようなそういうメンバーで構成されなければ意味がないんじゃないか。そういうことについては再度お聞きしますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のような当委員会におきましていろいろ御審議をいただきました。そういう経過も十分踏まえまして私どもとしても最善の努力を尽くしてまいりたいと、かように考えております。

○勝又武一君 この問題もきりがありません。学問の自由と大学の自治は尊重される、保障される大学です。ということは、局長再三お答えになつた。特にわが社会政策を提案して私は発議者で答弁に当たっていました。何と云うんですか、順番に私の方に質問があり局長が答える、何か私たちの案よりも政府案の方が、学問の自由、大学の自治が尊重される、保障される大学です。という答弁が局長から繰り返されました。意を強うしているところでありまして、そういう意味では、まさに学問の自由、大学の自治が保障されるための答弁を繰り返されております。足後の運営方針として、いままでのひとつ政府答弁というものを整理していただきたい。そして文章化しておく必要がある、私はそう思ふんです。これはいつかの委員会にこう出ていたんということじゃなくて、ぜひ発足後の運営方針として、局長、大臣が答弁されたものをひとつ整理して文章化する。そしてそのことが今後の発足後の運営方針になるという、これはひとつ学問の自由、大学の自治というものを基本にするわけですから、これらを含めましてそういう計画なりお気持ちはございすか。ぜひやっていたきたい。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点は十分踏まえまして、私も、私どもこういう大学を生み出すために御議論いただきました点は十分参考にさせていただきます。よく、御指摘のありましたような整理も十

分さしていただきたい、かように考えます。
○勝又武一君 次に、これはいまの問題のうらはらの問題ですが、放送の自由とそれから教育課程編成と番組編集権、この問題をお聞きをしたいと思ひます。このこともすでに幾つか指摘をされている問題でありますので、できるだけ重複を避けたいと思ひます。

そこで、いままで幾つか指摘をされてきました政府のこの案ですね、この案によるいわゆる特殊法人方式の場合です、その場合に放送の自由をどう保障するのか、局長は、この特殊法人方式の方がわが社会党案よりは放送の自由が保障されるんだということを繰り返して強調された。私たちは、政府案の特殊法人方式の場合には、正直言つて特殊法人の内部で文部大臣任命の理事長権限の強い中で、このことが国民の目にはブラインドされた中で決められていく心配がある。だから私たちは、特殊法人方式をやめて国立大学とNHKにして両者の間でそのことの調整を図つていくんだ、その方が放送の自由が保障されるんだということをやかなり対立点も明確にして言つてきたつもりですが、文部省の答弁は、特殊法人方式の方が放送の自由が社会党案よりは保障されるんだということを強調されてきた。質疑の中でこの点を指摘をしてきたわけでございますけれども、再度この点について本当にかくかくだから保障されるんだということを、もう一度整理してわかるように御説明いただけませんか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学の設置形態についての議論がずいぶんこの委員会でも御議論をいただいたわけでございますし、特に対案と申しますか、議員立法で対案を御提案をいただいたわけでございます。私は国立大学としての放送大学について学問の自由がないというようなことは決して申し上げたつもりはございません。問題は、やはり国立大学であれば、その大学がみずから放送局を持って放送を行うという方式であれば、それは一つの方式ではないか、これは放送教育に関する小委員会でもそういう点が指摘をされて

おります。ただ残念ながら、それはただいまの放送法制からすると国営放送ということになって、それが放送法制上難点があつてとりがたいということが言われているわけでございます。そこで相違点は、国立大学として放送大学をつくり、放送をNHKでという形になった場合と、これは政府提案で申し上げておりますのは、特殊法人が大学と放送局とを一体のものとして設置をするという形で申し上げておるわけでございます、その点が異なる点でございます。

そこで、私どもの御説明を申し上げている点は、やはり設置主体が異なりますと、番組編集の自由と学問の自由とが対立をいたしました際に、御提案の点では準則に従つて協議をするということとが言われておるわけでございますけれども、私もその点はなお法律的な議論があるかと思ひますけれども、法律で規定をして準則というものがどこまで書けるのか。やはり本来番組編集の自由というものが放送法上与えられている、それは法律で制限はできるんだという立論で準則を法律で書けばできるんだというたてまえになるかと思ひますけれども、そこはやはり非常に基本的な法制的な問題点になるのではないかと、かように考えているわけでございます。

そこで、この特殊法人の放送大学学園が大学と放送局を設置するということになりまますと設置主体が一つのものであるわけでございます。問題は、設置主体が一つでその協議というものがむしろ内部協議のままに過ぎるということに問題点があるのではないかと御指摘をいただいたおるわけでございます。具体的な実際の仕組といたしましては、従来から説明をしている点でございますけれども、具体的な放送教材の製作といたすことになれば、大学関係者によりまます重要科目編成のためのコースチームがつくられることになり、その中に放送の関係者も参加をして、そこでその両者が一つのコースチームをつくつて、そこで議論をしてまとめられたものについて、実際に放送教材として適切なものをそこでつくり上げて

ていくという仕組みになるという点を申し上げたわけでございます。

御提案の案につきましても、恐らくは実際には大学のスタッフとNHK側のスタッフとが一つのチームをつくつてやつていくということになれば、実際の運用の面からいへば比較的近いものになるかと思ひますけれども、ただ法制的に、それでは番組編集の自由というものを法律で、準則というように本当に制限がどこまで書けるのかという点に私は疑問があるのではないかと思つております。

そういうことで、この一つの組織体で実施すれば、その点は協議というものはもちろん特殊法人自体の協議でございまして、私はその協議が内部で行われるからおかしいというような点は、大学関係者と放送関係者の間においてそういう点で疑問を投げかけられるような解決ということにはならないのではないかとかように考えております。

○勝又武一君 放送の自由は放送法で規定をされておりますが、この放送大学は初めての大学ですね。そこで、この放送大学が国からコントロールを受けること、コントロールをされることはあたりまえなんだと、やむを得ないんだと、正しいことだと、こういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学が国からコントロールを受けるという御指摘の点は、ちよつとあるいは正確な理解でないかもしれませんが、私どもの考え方では申し上げまますと、たとえば国立大学はもちろんな国立学校設置法によつて設置をされる大学でございまして、そして学長の任命ももちろん文部大臣が任命をいたし、もちろん教授その他も国家公務員でございまして、いずれも任命権は文部大臣ということになっておるわけでございます。しかしながら、その国立大学に対するそれはコントロールといふ御指摘がございまして、それはもちろん予算とかそういうような面についてはこれは国会の議決を経た予算ということで執行され

ることになるわけでございますけれども、大学の自治と申しますか、学問の自由と申しますか、そういう点については私は国立大学の場合にありましてももちろん自治は確立されております。それはもちろん長年の慣行と申しますか、そのための大変関係者のいろいろ努力と申しますか、その積み重ねといふものが今日まであつたわけでございますけれども、言うなれば、そういう国立大学が大学の自治なり学問の自由というものを確保しているということ、この放送大学がやはり同じく大学として大学の自治を確保し、学問の自由を確保するような仕組みというのについては、私ども御提案申し上げております放送大学学園法案においてもその点は最大限に配慮をいたしたつもりでございます。従来御答弁を申し上げておる通りでございますが、そういう意味では、私はこの放送大学が、国のコントロールが、たとえば大学の自治とか学問の自由を害するというような意味での国のコントロールという意味でお使いになられたとすれば、そういう点はないと、かように確信をいたしております。

○勝又武一君 何回もここで出ていることはもう私が繰り返すまでもないから、言わないだけのことなんです。ひとつ局長の方もその点はそういう理解に立つて、私が何を質問しているかというのはおわかりでしょうから、いままで出ている人たちの意見を集約をして言つていくつもりです。からね。あたりまえのことですので、その点は簡潔にお願いをしたい。

そういう意味で言えば、きょうは最後にこの点だけは明確にお答えをいただきたいのですが、国民の世論操作あるいは思想統制の手段に利用されやすいんだと、大学の自治、学問の自由というのは国立大学と同じようにこの特殊法人である政府案の場合にも保障するんだと、繰り返しておつていらつしやるけど、なかなかそうじゃありません。だから、私たち社会党案は、教授会中心の国立大学案を出しているんですから、これもよく御承知の上で、繰り返さないだけのことな

んです。だから、そういう意味の学問の自由、大学の自治を完全にするんだということをただ抽象的に答えるに済んで、そういう国民の世論操作なり思想統制の手段にはこの放送大学は絶対使わない、そういう答えなんです。それから、そのための心配は一切ないという保障なり手だてなり、そういうことについて具体的にこういたしますよと、こういう点が現在の政府案の中ではきわめて不明確なんです。何もわかりやしないんです、そこは。それで、すべて理事長権限の強い中でやられがちだという、同じことを繰り返してしまえんよ、皆さん言っていることですから。そのための最後の、そういう心配は一切ないという手だてを、抽象的な御答弁に、そのためには、こう考えているんです、こういう手だてを講じます、こういうことをはっきりとしていただけませんか。

○政府委員(宮地貴一君) この放送大学学園の放送、これは放送大学の事業としての中身でございす。したがって、これは大学がみずから授業科目に従って編成をいたして、それはまさに大学がみずから決めておつくりになるものでございす。ただ、放送されるという以上は放送法制上の制約がそこにかぶさってくるということでございまして、それはもちろん放送コードがそこにかぶさると、放送法第四十四条三項でございすけれども、「政治的に公平であること」とか、あるいは「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」ということが、放送という手だてを使われることによつてそういう制約がかぶさってくるということはあるわけでございす。しかしながら、これは大学の事業そのものでございまして、それ以外の何物でもございせんので、大学がみずからおつくりになるということが影響されるものではないと、かように考えております。

○勝又武一君 そうすると、一、二の点で確かめられけれども、特殊法人を採用した最大の理由というのは、同一法人内ならこの両者の調整がし

やすいということを一いついまで繰り返しておしやうというつもりで、ところが、私は一番問題だと思つてゐる、教科書問題でさえあつた議論があるわけですから、これ放送大学でテレビで放送し始めたら、大変な不当な批判、あえて不当と言いますよ。不当な批判や圧力がうんと出てくるというところはこれはもう目に見えて歴然としていますよ。あんなテレビやつたじやないか、こうなつてきたときに、この不当な批判や圧力に抵抗することは必要でしよう。その抵抗することの必要な手だてで、いや放送大学はそんなことだれが言つてこようが断固としてこうしますよと、いま局長の答弁されているように、それは放送学園という特殊法人でなくて放送大学の方のいわゆる教学権の問題だから、その教学の人たちが決めていることについては体を張つて抵抗してそんなことさせませんよと、これが一つガードがなきゃいけないでしよう。そのガードはだれがやるんですか。文部省ですか、理事長ですか、特殊法人の理事の人ですか、どなたがやられるんですか。

○政府委員(宮地貴一君) 大学の自治なり学問の自由をだれが守るのかというお話であらうかと思ひますが、それはまさに大学みずから確立をしますから守られるべきでありまして、それが他の者から侵されることのないようにすること、これは、もちろんそういう配慮は私どもしなけりやならぬ事柄であらうかと思ひますが、それは大学みずからが守りになるものと、かように考えております。

○勝又武一君 理事長は非常に強い権限を持つていてと思ひますが、前から文部省が繰り返されてゐる同一法人内なら調整しやすいという意味合いは、理事長が強い権限を発揮して番組編集の問題まで口を出すということではございせんか。そういうことは一切やりませんね。

○政府委員(宮地貴一君) 先ほども申し上げたわけですが、現実には放映される放送教材、これは大学の授業そのものでございすけれども、それについては、実際の作成に当たつては大

学関係者が、さらには複数のコースチームをつくりましてそこに放送関係者も加わる。放送関係者というのは、具体的に画面を出すに当たつてどの画面をどういうふうな点でやはり放送関係者の意見も十分聞きながら作成をされていくということになるわけではございす。具体的な、たとえばこの番組の出演者と申しますか、そういう方をだれにするかというふうな事柄については、それは完全に教学側の方で決めになる事柄でございすので、私はそういう意味ではこの放送大学学園は、もちろん放送事業者、放送局を持つという意味においての放送事業者としての立場がございすけれども、やはり基本は、大学をつくり、大学の授業を行い、その授業の一部を放送で実施するというのが事柄の順序であらうかと、かように考えております。

○勝又武一君 繰り返すになりますが、先ほど申し上げた答弁を整理されて文章化されるというふうな点の中にもいまのような点もぜひお忘れなくお願いしたいと思ひます。もちろん、このことがきわめて重要であり、きょうの質疑だけで済むと思ひせんけれども、このことについては最大の課題でありまして、今後の放送大学の命にかかわる問題だとさえ私は思ひますので、この点はきわめて歴史的な事実として、しかも同時に今後の運営の中の重大な点として、気持ちの中で御整理をいただきたいと思ひます。

それから次に、私に与えられた時間も少なくなつてきておりますので、国公立大学放送事業者、これらとの連携協力の問題につきまして、これもいままでの出てゐる御質問等はできるだけ重複を避けて新しい問題という観点で二、三お聞きをしたいと思ひます。

それはやはり放送大学の教授陣をどう充実するかということがきわめて重要だといふことはいままで言われてゐるところで、高木先生が自分の御経験の中でうんちくを傾けてこの点御指摘されている。そういうことを繰り返しません。そこ

で、それらの中から私なりに、たとえば一つは、そういう他大学の教授等の協力を得るためには、任期制ということが一つありますから、この任期制というのは私はもう絶対だめだ、こんなものは検討し直すと。身分が不安定だから、人事管理の手段とされる。だから任期制にかわる手だてをひとつ考へてみたらどうか。たとえば身分を現在のままで出向制度というのがよく行われておりますね、身分は現在のままで出向制度をとつてゐる。この場合には当然もう現給保障という問題も出てくる。あるいは長期研修というふうなこともある。これは私企業から来てもらう場合は私企業の方々の了解を得なくちゃむずかしいでしようけれども、国公立と特殊法人との関係とか、あるいは私学から来てもらう場合にも、そういう私学の身分を保障し、あるいは〇〇株式会社

の身分を保障したままで出向してもらうというふうなこういう手だて。あるいは、何というんじやうか、非常勤の講師制度、あるいはこれは言われてゐますが、客員教員制度、あるいは奨励研究員制度、あるいは内地留学制度、あるいは研究休暇制度、そういうふうな長期にわたつて、三年でも五年でもいいから、これはまあ話し合ひの中でしようけれども、そういうふうなことに積極的に教授陣の確保をする。もちろん魅力ある大学に変えなくちゃならぬということも前提ですけれども、逆に言えば、十分な教授をそろえることで魅力ある大学にしていくということも言える。それが欠陥の是正にもつながる。そういう意味で、ひとつ文部省としては再度任期制を改めてこの辺などについて検討される余地はあるのかないのか、ぜひ私は再検討すべきだと思ひます、いかがでしようか。

○政府委員(宮地貴一君) 御指摘のように、この放送大学に優秀な教官をどうやって確保するか、その点は従来の委員会審議においても御指摘のようについていろいろと具体的に御指摘もいただきました、特に若手の教官を確保するというようなことがぜひ必要ではないかと、あるいはこの放送大

学の理解が、たとえば大学の関係者にしても、単に関係団体の長でございましてかそういう方々のところにどまっておって、実際に協力をいたたく若手の教官の方々なかにも十分理解されたいのじゃないか、そういう点をもっと理解させるように努力をしなければいかぬのじゃないかという御指摘もいただきました、私ども、その辺は今後とも十分な努力をしなければならぬ課題であらうと、かように考えております。そして、国公立大学の教官の方々に御協力いただく協力の仕方といましては、たとえば客員教授というように形でお入りいただくということももちろん考えなければなりません。そしてまた、非常勤の講師としていろいろと御協力いただくということも必要なこととでございます。

任期制について、その任期制の円滑な実施のためには、これはもちろん御協力をいただく国公立大学側の理解を深めていかないとまぐ円滑に回転しないではないかという御指摘もございまして、その辺について十分配慮をする点ももちろんあるわけでございしますが、任期制というもののメリットと申しますか、そういう点も、ぜひメリットを十分生かすという形でその任期制というものが円滑に働くように努力をいたしたいと、かように考えております。

御指摘の、それ以外に、たとえば特殊な人間でございまして、もちろん出向というように人形で人事上処理できる事柄もあるわけでございまして、そういう人事面で可能な限りのいろいろな手段でございまして、そういうことをいたしまして、十分優秀な教官が確保できるような努力はいたさなければならぬと、かように考えております。

○勝又武一君 もう一つはこの放送担当者との問題です。これはまさに、教授陣の拡充、充実以上にさらに困難なむずかしい問題であらうという指摘が、これももう繰り返されております。それで、そういう意味でいわゆる放送技術等に関する専門家、この人材をどう確保するつもりなのか、どのような目途を持っているのかさっぱりわかり

ませんね。一体金には糸目をつけないでスカウトをなさるのか、そうでなければ、そんな人たちが放送大学の放送担当の方に一体来るのか、まさに心配なんですよ。だから、金に糸目をかけないでスカウトをやるといふような決意をお持ちなのか、そういう点について本心に腹をくくった目途を持っていらっしゃるのか、あるいはそれは今後そのよう人材養成については別途考えているんだと、心配するなど、こういうことなのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の放送関係の技術者の確保という点は、確かに従来の文部行政では全く対応できない分野でございまして、その点では郵政省の関係の方々と十分相談をさせていただいて、もちろん技術面についても、郵政省を含め、たとえば従来から御相談も、具体的な御相談はこれからになるわけでございしますが、NHKを初めとして従来たとえば民教協というような組織で教育番組についてもいろいろ民間放送にも御協力をいただいで、放送教育開発センターも現実に民間のテレビで実験番組も実施をいたしておるわけでございまして、そういうような従来からかかわりのあります方々でございまして、もちろんNHKの持つております技術的なスタッフでございまして、あるいは過去の経験、そういうようなものも十分生かせるような形で人材の確保にも努めなければならぬことだと思っております。それらの点についても最大の努力をいたしたいと、かように考えております。

○勝又武一君 なかなかスカウト合戦が激しい、それだけにきわめて貴重な人材のそろっているところですから、放送大学がなくてさきさきそうなんだから、放送大学ができて、さきさき勇んで放送大学へ行ってそのことを担当するというような人が私はそう簡単に考えられない。だから、局長の答弁もただ単に微妙な変化を生じてきまして、まさにまた私たちの対案を出してからまた一歩拍車がかかって変わってきたという感じを私は率直に持っている。それはNHKに協力を得たい

というあの側所の答弁ですよ。大分変わってきていると思えますよ、私の感じでは。それは、それだけNHKなり民間に協力を得るということになればなるほど、私たちが対案を出した放送はNHKに担当してもらわなければならないこと、一体なぜそうならぬのかという辺がもうだんだんだんだんわからなくなってきた。で、最後になると局長は、二つでやるのはいけないんで、一つの特殊法人の中だつていう、そのことしか言わなくなつちやう。だから、やっぱり本心はそういうNHKなり民間テレビなり進んだ人たちの協力を受けるべきややらないんだと、そのためには業務委託もやるんだと、こういうかっこうにだんだんだんだん変わってきているというふうには私は思ふ。そして、答弁から、その委託の範囲なりこの業務委託の問題なりというのとはなかなか不明確のままだと、こんなに感じているわけです。だから、放送技術者の確保の困難さと同時に、逆にい

わばいまのNHKなり民放なり業務を委託するなり協力を仰ぐというその辺のことは、一体発足をしてから任せてくれというんじやなくって、発足前にその辺はやっぱりさらに明確にすべきだと、そういうことがちゃんとしてから発足すべきだと、こう思いますけれど、いかがでしょうか。○政府委員(宮地貫一君) 具体的には技術的な分野が大変多いわけでございまして、先ほど申し上げましたように、もちろんこの放送大学学園自体にもそういう技術者の確保、特に放送面での必要な技術者の確保については、もちろん郵政省御当局とも相談をしながらその人材の確保に努力をしなければならぬ点でございまして、御指摘の点は、さらに具体的に、たとえば委託というようにことを考えるのとすればどういふようなことを考えるのかというふうなお尋ねでございまして、その点は私どもは実際の番組の制作に当たりまして、この放送大学学園のスタッフですべての科目の処理というものは実際上なかなか困難ではないかというぐあいに考えているわけでございまして、前にもお尋ねがございましてお答えをしたわけでござい

ますが、現在放送教育開発センターで実験番組を制作をしているわけでございまして、具体的な実験番組の制作に当たりまして、実際の番組の制作に当たっての委託というふうな事柄は現実的な対応としては行われているわけでございまして、そういう従来行われております放送教育開発センターの実情等を十分参考にしたがって対応をしたいと思います。かように考えております。

○勝又武一君 通信教育の皆さんからいろいろな御要望がありまして、これは最初のここの参考人の意見聴取の際にも、たしか板橋参考人の発言にもございまして、目大も拝見させていただいたり、当委員会にも専門の方もいろいろと申し、そういう意味ではいろいろ出ているはずなんです、さて全般を見ますと、この私大通信教育関係の方の問題がやや私は影が薄くなっているというように思ふわけで、ところが、放送大学にとっては非常に重要なウエートを占めているわけですよ。だから、たとえば時間がなくなりましたから簡潔にしますが、たとえばこの運営審議会の委員の選任とか、定期的な協議の場とか、こういうことにつ

きまして、さきから私的な懇談会をつくるんだというお話がありました、たしかそのときにも私大通信教育関係の方のお名前が出なかったような気がするんですよ。だから、忘れていたわけじゃないんですよ、そういう意味で、そういう私大通信教育関係の皆さんの過去の努力と成果を正しく評価をして、そしてそういうことを尊重して提携協力関係を図っていくと、この点について、もういたしますという答弁だけなんですけれども、この点では実際にまだまだ不十分だと。ですから、この放送大学の発足前に、私はやはり私大通信教育の方々の、何というんでしようか、定期的な協議の場というふうな設定についても明らかにしていただきたし、同時にまた、これは一面がございまして、矛盾する点が出てくると思うんですよ。私大の方からは、たとえば教員養成課

程の設置とか、学部を増設は行わないでくれというようなこともあったし、今度は国民の要求の方からは学部はふやしてくれとか、あるいは広島に行つたときには、広島局局長さんは公述人として、たしか教員の単位が取れるように、教職課程の単位が取れるように考えてくれというような要望もありましたよね。だから、確かにそういう問題だと思ふんです。こういう矛盾する問題が生まれると思ふすけれども、それだけになおさら、この通信教育の方々の意見と、逆に今度は国民の側からの要望意見というものを考えるために、これは常設した機関なり非常に必要だと思ふんですが、この辺はまとめて通信教育関係の方の問題お聞きしましたけれど、これらについてのこの文部省としての対処の仕方について伺いをいたします。

○政府委員(宮地眞一君) 私立大学の通信教育とのかかわりというのはこの放送大学は特に深いというのにはまことに御指摘のとおりでございます。そういう意味におきまして、私どももこの私立大学の通信教育とこの放送大学とが相ともに連携をしながら発展できるといふことがやはり必要なことだと、かように考えております。そういう意味から、私立大学の通信教育の関係者とこの放送大学の関係者とが常時密接に連携をとれるような仕組みというものを考えていくべきだといふ御指摘も、そういう点は積極的に受けとめていかなければならないことだと、かように考えております。さらに言えば、たとえば運営審議会の構成メンバーなどについても、そういう点も十分配慮したことは必要ではないかと、かように考えております。

○勝又武一君 放送大学法案ですから、そのことにしほつていろいろとお聞きをしてみたいんですが、私はやはり放送大学が大学の閉鎖性を打破し、大学を開放し国民に公開をしていく、そのための大きな手だてだといふ意味でそのことはよく理解ができます。

たいのは大学の開放の問題なんです。放送大学だけが開放されてほかの大学が閉鎖的でないんていう話は毛頭ないわけでありまして、私たち文教委員会に所属する者としてはこの点はきわめて重要な課題だと思ふんです。そこで、学校教育法の六十九条「大学においては、公開講座の施設を設けることができる。」とありますね。「公開講座に關し必要な事項は、監督庁がこれを定める。」ね。そして、この「公開講座に關し必要な事項は、監督庁がこれを定める。」と、こうなっているんですが、この規程は一体いまでできていますか、いせんか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の規程はできておりません。ただ、大学の公開講座の実施という事柄そのものにつきましては、現実的には国立大学においても積極的に取り組んできておるところでございますし、そのための予算措置というものも年々私どもも拡充に努力をしております。御指摘のように、放送大学はもとよりでございますけれども、一般の特に国立大学、従来の大学が開かれたものにしていくための努力というものはもちろん必要なこととございまして、そのために私どもも大学にそういう点を積極的に進めるようにいろいろ努力をし、また必要な予算措置も講じていくということについては今後も一層努力をいたしたいと、かように考えております。

○勝又武一君 大臣にお聞きをいたしますが、これは時間の関係で最後になりますので、いま御質問をいたしましたように、大臣、大学そのものの開放ですね、公開といいますが、放送大学だけが開放されたらいいんじゃないんで、いままでの国立大学にしても学校教育法で明確に六十九条で規定をしております。法律的に規定をしております。その規定さえまだ文部省は、監督官庁である文部省はさされてない。私はまさにこれは怠慢もいいところだと思ふます。これが一つです。

し、五十四条の二では通信教育のことがございすね。そういう法律に基づいた中でこの国立大学においてもそのことがだんだん進んできている。ところが、前回の委員会に文部省に私資料提供を求めたんです。実に微々たるものですよ。国立大学で夜間の学部を設けているところ、それから国立大学で昼夜開講制を開いているところ、きわめてまだ少ないわけですね。それは私はやっぱり文部省当局がこの六十九条の規程をつくっていないからだと思う。いつまでつくるのか。これは大学局長に、局長担当として、一体いつまでなつたらこの規定をつくらうとされているのかいらないのか、つくらないで済ましちゃうのか。ごく近いうちにこの規程はつくりますと、こういうふうに局長お答えになるのかということが局長に対して一つ。

それから大臣に、そういう意味ではやはりもっともつとある既存の国立大学のこの規定に基づいた公開講座、あるいは昼夜開講制、あるいは夜間部の設定、こういうことがやっぱり、それぞれの各県にある国立の総合大学を開放していく、このことが東大が頂点だといふようなこの間のような話にならない。やっぱり放送大学でだれもがいつでもどこでもやれると同じように、地方の国立大学の開放を図っていく、このことがやっぱり私は決して忘れちゃいけないことだ。そういう意味で、既存の大学の公開講座の拡充なり、そしてまた昼夜開講制なり、夜間部の設定なり、これらにひとつ具体的に取り組んでいただきたいと思ひますが、大臣の御決意のほどをお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) 大臣の御答弁の前に事務的に御説明をさせていただきたいと思ひます。お尋ねの公開講座に關する事項は別にこれを定めるという規定はもちろんあるわけでございますが、具体的な定めがない点は先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。これは一定の定めを設けることを予定した規定でございますけれども、現実的には各大学においてそれぞれ大学の公開講

座というものが、これは社会各層の要請を受けてそれぞれもすでに自主的にあり方を工夫して実現されてきておるわけでございます。その点は、それを一律的な定めを置くということについてはどうかということまで今日まで定めは置いていないわけでございます。公開講座の予算そのものの拡充というのは、国立についても、先ほども申し上げましたように、相当各大学においても積極的に取り組んでおられます。その公開講座の内容から申しますと、たとえば座学的なものから、あるいはスポーツ教室にまで非常に多様な地域の方々の御要請に応じた対応というものをいたしておるわけでございます。そういうような実情を十分踏まえまして、私どもその点についてはなお検討をさせていただきたいと、かように考えております。

○國務大臣(田中龍夫君) 先生の言われました開かれた大学の姿であります。夜間の講座でありまつか、あるいは公開講座といういろいろのお話もございましたが、このいまの開かれた大学の最も大きな問題は、やっぱり単位の互換制というような問題も含む御質問だと思ふんであります。この点につきましてもたびたびお答えも申し上げ、また私どもの考えておりますこともよく御理解いただけたかと思ふんであります。この公開の問題につきましては今後一層努力をいたしたいと存じますし、不備な点がございすればさらに整備いたしたい、かように考えております。ありがとうございます。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分まで休憩
午後一時四十分開会
○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、放送大学学園法案及び放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法

の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○井上裕君 重要法案でありましたこの法案もいよいよ大詰めに来た感じがいたします。また、慎重審議の諸方に敬意を表する次第であります。特にきょう午前中、勝又議員の格調の高い質疑があったわけですが、再三にわたって私も議員の皆さんの審議を通じて、さらに私は文部省に對しまして御質問いたしたいと思ひます。

放送大学は御案内のように生涯教育の中核的教育機関として位置づけられていますが、生涯教育の見地からどのような役割りを果たしますか、田中大臣の御見解を重ねてお聞きをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) 放送大学は学校教育法の規定に基づきました文部大臣の認可を受けて設置いたします正規の大学である。まずこの点が一点でございます。同時にまた、その対象につきましても、高等学校の新卒のみならず広く社会人や家庭婦人等に大学教育の機会を提供する。同時にまた、すでに高等教育を受けられた方々に對しては、いわゆるリカレントエデュケーションと申しますか、そういう機会をお与えするということが一つの大きな目標でございます。そのためには開設を予定いたしております授業科目につきましても、内容における、そういった配慮を加えま

すとともに学生の受け入れに当たりまして、学力試験を行わず先着順で抽せんをするとか、あるいはまた正規の学部学生のほかに本人の希望や必要によりまして特定の科目を履修する科目履修生や選科履修生、こういったものを加えまして、そしていわゆる放送大学は国民の生涯教育、生涯学習のための、また同時に正規の大学教育を提供するという点が本大学の眼目でございますので、どうぞよろしく願ひいたします。

○井上裕君 私どものところにも資料が届いておりまして、それによく詳しく書いてあるわけでございますが、きょう私も最後だということでは

もう一回。

文部省は高等教育の計画的整備を推進してありますが、この放送大学と高等教育の計画的整備との関連をお願いいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の高等教育の計画的整備という問題でございますけれども、実は高等教育の計画的整備ということでは、五十六年度から五十五年度までを前期の期間とし、五十六年度から六十一年度までを後期の計画期間といたしまして計画的整備ということを行ってございまして、御案内のとおり戦後第一次のベビーブームがございまして、さらに第二次と申しますか、第二次の児童生徒の急増の波が順次たてまつてきてございまして、それが将来高等教育へ進む時期と申しますのは、昭和六十六、七十七ころがピークになって二百万人台に達するという時期が参るわけでございます。そういうような全体の十八歳人口の動態というように五十六年度から前期計画、五十六年度から後期計画ということで、六十一年度までの間の整備計画というものを立てて進めていくわけでございます。

その骨子としてございまして、基本的には量的な拡大は抑制しながら質の充実に努めるというのを骨子といたしまして特に高等教育につきましましては弾力化、柔軟化を図っていく。そしてまた、高等教育に対する多様な要求と申しますか、非常に多様化した国民の要請にこたえていくというようにことと関連いたしまして、特に高等教育の弾力化の問題でございますとか、あるいは多様化というようにことを踏まえまして、従来すでも十年を経過したわけでございますけれども、放送大学ということについても順次検討を続けてまいつてございまして、時間的な、場所的な、年齢的な制約を越えまして、国民の各

層に高等教育の機会を提供しようというのが基本的な考え方でございます。そういう意味で、高等教育の多様化という面でも大変この放送大学が果たす機能というものは大きいものではないかと、かように考えております。さらに、今後の十八歳人口の動向ということも踏まえまして、ぜひこの時期に私も多様な懸案でございまして、この放送大学をぜひ実現させていただきまして、積極的に高等教育の柔軟化、流動化ということも果たし、従来の既存の大学とあわせて、わが国の高等教育の全体的な姿としてはこういう新しい姿の大学もそこに加わることにございまして、既存の大学についてもまた積極的な改善が行われる一つのきっかけにもいたしたいと、そういうことも考えているわけでございます。高等教育の計画的整備という観点の中からもぜひとも実現をお願いしたいと、かように考えております。

○井上裕君 昨年の十一月二十九日に配られましたこの放送大学学園法案の国会審議の過程、これを見ますと相当長い年月、そして五十四年から五十五年の臨時国会において実に五十八時間、参議院は臨時国会六時間、今回は六十時間になんなんとする、これは恐らく文教委員会においては最高の重要法案であつたわけでありまして、恐らく慎重審議を進めてきたわけでございますが、そこで放送大学は再三議員の方々から質問がありますが、国立大学方式とせずその設置主体を特殊法人にいたしまして、私もいろいろ質を疑念も聞いたわけでございますが、その設置主体を特殊法人にしたという点をもう一回ひとつお聞かせ願ひたい、このように思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねの点は、従来大変慎重な審議が行われました中においても、いろいろの角度から御議論をいただいたわけでございますが、私どもとしては従来衆議院の文教委員会の中に放送教育に関する小委員会が設けられまして、その報告もいろいろ議論がなされた結果特殊法人方式、現行の法制で考えれば、この特

殊法人方式であれば大学と放送局を一体のものとして設置し得るという御結論をいただいたわけでございます。その結論を受けまして、御提案申し上げておりますような放送大学学園というこの法案で御提案を申し上げているというのが従来の経緯でございます。

○井上裕君 そこで、放送大学におきまして、放送による授業の自由と放送コードの調整について、これはどのようになっておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の点も大変重要な点で、当委員会におきましても基本的な問題点でございます。いろいろと御議論をいただいた点でございますが、放送大学の教育というのは、放送によりまして授業のほかに、たとえば印刷教材によりまして自学自習あるいは学習センターの面接授業というふうなものが授業の形態として行われるわけでございます。

そこで、問題となる点は、放送による授業の点でございます。その点は大学の講義そのものではないと申しますが、それが放送されるということになる以上は放送法上の制約を受けるということになるわけでございます。放送の中立公平ということが守られなければならないということで、放送法四十四条三項の規定が適用されていくわけでございます。特に問題となりますのは、第二号の「政治的に公平であること」と、それから第四号の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と。という規定があるわけでございます。そういう点では、確かに放送という側面からくる制約ではございますが、基本的には「論点を明らかにする」という点について特別の規定があるわけではございませんけれども、もちろん講師がみずからの学問的見解を述べるといふ点については禁止されているものでないかと、かように私も理解をしておるわけでございます。そのことによつて学問の自由は保たれていると、かように考えております。

それから政治的な問題、「政治的に公平である」

という点でございますが、その点は大学の側におきまして教育内容に適正な自制をするということによりまして同じく対処ができるものと、かように考えております。いずれにいたしましても、これらの点は、この放送大学が放送を利用するという点で、基本的にいろいろ御議論が行われた点も踏まえまして、私どもとしては適切な対応をし、誤りなきを期していきたいと、かように考えております。

○井上裕君　そこで、放送大学の第一期計画として、関東地域を対象地域として、発足理由の一つとして、法案第三条で、学園の「事務所を千葉県に置く。」とありますが、これは決定でござい

ます。○政府委員(宮地貫一君)　御指摘の点は、法案の第三条に「学園は、事務所を千葉県に置く。」というところで、法律で規定をしているものでござい

ます。○井上裕君　これは議事録を讀みますと、衆議院の文教委員会ではつきりと千葉地域ということをおっしゃっているわけですが、参議院の文教委員会におきましては、まだその決定は当局から言われていないわけですが、放送大学及び学習センターは、千葉市の幕張地域に設置するというところでございますが、これは事実でしょうか。

また、御案内のように、千葉県では、そこに長期学園構想といまして、幕張東・西・北高校という三つの学校を、これは委員の方々にもお聞き願いたいんですが、そこで特徴のある教育を行いたい。たとえば芸術コースとして、東高校には美術、西高校には音楽、北高校には書道というような、そういうものがあるわけでありまして、さらにまた、その地域には新しく五十六年の四月から開校いたしました短期衛生大学、これも初めての形式ですが、看護学科とか栄養士学科とか、あるいは歯科衛生士学科とか、そういうものを置いて一大学園都市にしようとしているところでありまして、で、私どもやはりこの地域にすでもう御案内のように、放送教育開発センターも設置されて

おりますので、ぜひひとつ幕張に決定をしたい、お願いをしたい。これはまた、千葉県の選出国会議員団の新高速鉄道と並んで大きいプロジェクトチームの一つになっているわけですね。そういう点で、この問題をぜひひとつ決定なら決定ということで前向きな姿勢でお答えを願えれば幸いであり

ます。○國務大臣(田中龍夫君)　ただいま先生のお話の学園の本部施設でございますが、これは千葉県の幕張地区の海浜ニュータウンに建設されたいという御要望にこたえまして、また文部省といたしましても、幕張地区に放送大学学園及び放送大学の本部施設、さらにまた学習センターを建設することを計画しております。

なおまた、これに連帯いたしましたして、いろいろなお話もただいまございました。右の点は事務当局からお答えいたします。

○政府委員(宮地貫一君)　ただいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございます。さらにこの放送大学学園法案の成立後、千葉県側とも十分協議をしながら具体的な問題については検討をさせていただきたいと、かように考えております。

なお、敷地の面積といたしましては、放送大学関係の全体につきましては、約四万二千平方メートルを予定しているというところでございまして、建物につきましても約四万平方メートルのものを、これは放送教育開発センターの部分を含めまして、あわせてそういうような計画を立てて準備は進めているところでございます。

○井上裕君　先ほど申しましたように、最高の議員の皆さんの御質疑を伺ったわけであります。そこで、対象地域の早期拡大、これは私も、札幌あるいは広島へおいでになった方々、よく内容を見ますと、やはり望んでおりますことは、早く関東地区だけでなく、私どもの過疎地域、そしてまた広げていただきたい、そういう要望の声が非常に強いわけでありまして、で、先ほど勝又議員のお話にありましたように、これから行政改革であるとか、あるいは大蔵の財政問題、非常にこの法案

に對し、また大学が設置されるということになりまして、いろいろな大きな問題がぶつかってくるわけですね。また、そのときに当たりまして文部大臣は、強い決意を持って、不動の決意を持ってぜひひとつこれに對処していただきたい。最後に、文部大臣の御決意を伺いまして、きわめて簡単ですが、私は自民党の最後の質問にかえさせていただきます。

○國務大臣(田中龍夫君)　御案内のとおり、教育の機会均等ということ、また国民の生涯学習というこれに對処いたしまして、本放送大学構想というものは非常な期待を持たれておるのでござい

ますが、ただいま本日の朝からの御審議にもござい

ますように、本大学がいつに國民の衆望を担って、将来わが国文教政策上の一大理想の実現といたしまして、不退転の決意でこの完成を急ぎたいと、かたい決意を持って臨んでおる次第でございます。

○高木健太郎君　わが国の高等教育、いわゆる大学への進学率というのは三八・何%である。その大学及び短大への進学率ですが、男女比はどのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君)　御指摘の大学及び短大への進学率、昭和五十五年におきましては、大学への進学率が二六・一%、短大への進学率が一・三%、これはいずれも十八歳人口比に對してのものでございます。

これを男女別に見ますと、大学には、男子の三九・三%、女子の二二・三%が進学をし、短大へは、男子の二・〇%、女子の二一・〇%が進学をしていられるという状況でございます。○高木健太郎君　女子のことをお聞きしたいんですが、すけれども、以前は、女子といふのは、結婚も早かったでしょうが、子供をたくさん産みまして、その末子を育てるというときが大体二十九ぐらいたとときにはもう四十ぐらいになっていると。平均寿命が五十以下でございましたからして、ほとんど一、二年しかもう残りがいないという状態であつ

たわけです。最近では女性はや早く結婚しまして、子供が二人ぐらいである。そういう意味で、早く産み終わって、そして小学校を出したときには本人は四十ぐらいであつて、現在の平均寿命が女性では大体七十八歳ということになりますから、四十年ぐらいの間があるわけですね。

○政府委員(宮地貫一君)　先生御指摘のとおり、平均寿命が大変近年延びてまいりまして、かつ実際に子供を持ちます数が非常に少なくなつてきておるといふ、そして全体的にここ十数年来、社会構造というものが御指摘のような方向に確かに変化をしてきておるわけでございます。そういう意味で女性の子供の養育を終わった後の寿命と申しますか、それが非常に長くなつてきておるわけ

でございます。そういう実態に對処しまして、たとえば大都市で申しますと、いわゆるカルチュアセンターというようなものに、そういう女性の方々が非常に勉学の機会を求めて、そういう方面に行つておられるというようにことも実態としてはいふん強傾向が出てきておるわけでございます。そういう点では、そういういわば家庭婦人と申しますか、そういう方々に對します教育機会をどう考えていくかということ、は、大きい意味で言えば生涯学習というような観点からも非常に考えなければならぬ課題であらうかと思ひます。

中央教育審議会におきましても、生涯教育の問題についてすでに二年來取り組みをしてきておりまして、せんだつても、生涯教育について、中間報告という形で報告もされておるわけでございます。それらの中におきましても、生涯学習という観点からその点が非常に重要であるということも指摘をされております。特にお話しのような婦人に対する対応ということが必要ではないかと思つ

ております。従来のわが国の既存の大学の対応で申しますと、そういう点が必ずしも社会的な要請に対して十分な対応をしてきていたかと申しますと、必ずしもその点は十分ではないという感じがいたしておるわけでございます。この放送大学という新しい形の大学も、やはりそういう方々の学習意欲にこたえる一つの手段として十分機能するというのが言えるのではないかと、かように考えております。

○高木健太郎君 私もそのように思いますが、特に女性の職場のことですけれども、昭和四十二年には女性の就業者というのは三十五歳未満の人が六三%、昭和五十三年になりましたと、今度は三十五歳以上の人が五二%でございまして、女性性が三十五歳以上、結婚をしてから就職をするという方が非常にふえておるわけでございまして。ところが、既存の大学におきまして、もちろん男女共学が行われておりますけれども、いわゆる東大とか京大というところの女性の入学者数と、全体の入学者数に対する割合は一体どれくらいのことになっておりますか。――まあ、これは例として東大、京大を挙げたということですが。

○政府委員(宮地貫一君) 従来の一例ということでは御指摘のございました東大、京大への女性の入学者数というお尋ねでございますが、大学におきます男女の割合といたしまして、これは全体でございまして、大学では男子が七七%、女子が二三%、短期大学では男子が九%、女子が九一%という割合でございまして。

御指摘の一例ということで申された点でお答えを申し上げますと、東大と京大の女性の入学者の割合は、東大では七%、京大では八%というような数字になっております。

○高木健太郎君 それからもう一つ、女性が少ないというのは、一つには女性が得意としておる、いわゆる女性の一つの特性であると思われるところ、そういう分野が、これも例としてですが、旧七帝大には少ないのではないかと。たとえば家庭科、外国語科あるいは芸術学部、そういうものが

どれくらい旧七帝大にはあるのでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、旧七帝大というところでは家庭学科というようにものは皆無でございまして、外国語、芸術等の学科も非常に少ないわけでございまして。

なお、文学部におきましては、外国語、芸術の授業科目を広く設けているわけでございまして、文学部におきましては全体で二十四学科、入学定員では千二百三十五人ということになっております。これららの学部、学科におきましては女子学生の占める率も比較的多くなっております。ただ、旧七帝大のみの女子学生の比率につきましては、ただいまのところ手元に資料を持っていないわけでございまして。

○高木健太郎君 結構です。こういう意味では、今度つくろうとされているいわゆる放送大学では、そのような需要は満たしてやれるというふうにお考えでしょうか。あるいはどの程度満たして、あるいはそういうものに考慮を払っておられるのかどうか。

○政府委員(宮地貫一君) 確かに御指摘のとおり、特に家庭の婦人の学習意欲というようにものにはこたえる対応策ということでは、今度の放送大学なども積極的に対応すべきものと、かように考えておりました。たとえば開設予定の授業科目というふうなことで、たとえば「生活科学」で「生活と福祉」でございまして、か、「発達と教育」というようなもの、あるいは人文・自然のコースで申せば、「人間の探究」というようなことで、芸術史とか芸術論でございまして、か、そういうようなものも積極的に考えていく。そういう意味では広く教養を授けるという意味での教養学部というところで予定をいたしておるわけでございしますが、そういう面は、御指摘のように婦人の希望する科目という点では十分要望にかなうものがあるのではないかと、かように考えております。

○高木健太郎君 私はそういうことは非常に重要だと思っておりますので、ぜひ旧七帝大では果たし得なかつたことをやっていただくことも今度の放送

送大学の一つの意義であろうと思っております。

もう一つお聞きいたしますけれども、これもこの大学と幾つかの大学をお挙げになっていいと思いますが、これは老人との関係でございまして、医学部を除く現在の大学の在籍生、その年齢層というのはどんなふうになっているか。たとえば学生で三十代以上の、あるいは四十、五十、六十以上の人は何%ぐらいになっておりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 従来の大学、国公私立を合せて、大学の入学者のうち、高校新卒者が全体で六六%、卒業後一年ないし二年経過した者を含めると九七%という数字になっております。したがって、従来の大学は国公私立を含めまして在学者のほとんどが十八歳から二十歳前半ということが考えられるわけでございまして。もちろん高齢の方がおられることはあろうかと思いますが、きわめて数としては少ないというところがあるのではないかと、かように思います。

なお、そういうような観点、社会人をさらに大学に受け入れる方策というものは近年徐々ではございますが、たとえば私立で申しますと、立教大学というようにところどころ積極的な試みとして、入学者の枠に配慮するということも、近年行われるケースは、まだ大変ケースとしては少ないわけではございますけれども、そういう配慮も次第に行われておるわけでございまして、そういう社会人を再教育というように、大学なりあるいは大学院というように形で受け入れるという姿は、これからだんだんと浸透していくという姿もあるかと思っております。やはり従来の一般大学で申しますと、十八歳ないし二十歳前半というふうなものを受け入れているというものが圧倒的な多数であるということが言えるかと思っております。

○高木健太郎君 大体私もそう思っております。受け入れようとしておるといことは言われておりますけれども、なかなかそれは困難なことであろうと思ひますし、入学試験もございまして、なかなか入りにくいということで、開かれた

大学にしたいとは思っております。現実はそのようになっていない。

そういう意味では、今度の放送大学は開かれた大学ということでございまして、ぜひ若年層の大学の独占ということから、女性や高齢者というものの受け入れということを考えていただきたい。また、その場合に、高齢者というものは古い教育を受けておりますからして、いきなり新しい教育をそこへ持ち込んできても、なかなかそれはそれを自分のものにすることはできない。だから、教育の手法におきましてこの点を十分考えた上で、単に落ちこぼれだけを教えるということではなしに、だから教育内容について女性、高齢者というものを考慮したカリキュラムあるいは講義手法を考えていただきたい。これが私が第一に申し上げたいことでございまして。

第二番目は、外国人教師のことでございまして、開かれたという場合に、国際的にはどれくらい開かれているか、開こうとしているのかということをお尋ねしたいわけですが。

イギリスでは大学が四十五校で在学者数が二十八万人ということをお聞かせいたします。ちよつと古い資料かもしれませんが、日本の場合は大体五百幾つぐらいが大学でございまして、その卒業生もかなり多いというふうなことにございまして、けれども、卒業生は何十万ということになっておるわけですが、この場合に、人口比ではイギリスとそれから日本と比べてどの程度になるのでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 最初に、先ほど女性な高齢者の受け入れの問題について特に留意事項として御指摘をいただきました。私も教育方法でございまして、かそういう具体的な受け入れに当たりまして、教育方法の面で工夫をするとか、そういうことはぜひとも考えなければならぬことと、かように考えております。

それから、外国人の教員を……
○高木健太郎君 それは後でいいですから、在学生の人口比ですね。

○政府委員(宮地貫一君) 在学者数に対する人口比の問題で御指摘でございますが、日本におきまして大学数は、昭和五十五年で四百四十六校、在学者数約百七十四万。短大数が五百七十七校、約三十七万となつておるわけでございまして、総人口に占める在学者数の割合について見ますと、イギリスが〇・四％であるのに対して日本は一・八％という数字になるわけでございまして。

○高木健太郎君 そこで、私ぜひお願いしておきたいことがございます。

この間教育白書というものが出たわけでして、それに対する文部省のこれは調査統計課長のお話がございますが、もう一応教育は日本ではある水準に達して、そして量的の限界にきているんじゃないかというふうなことをその統計課長が言ったという話でございますが、もうイギリスよりも多いわけでございまして、〇・四％で、日本は一・八％という四倍あるということなんです。だから、放送大学をおつくりになるときに、生涯教育としてそういう方々をつくって量的にふやすということは非常に大事なこともかもしれません、これも大事でございますが、かと言って、午前中に勝負委員が言われましたように、質が落ちるということとはこれは非常に危険なことである。だから、量的拡大から質的充実へ現在移りつつあるという時代ではないかと思つてございまして、特に現在の大学では学力が低下したとか、あるいはまた獨創性が欠けているとか、個性が少ないとかそういうことを言われますので、放送大学を今度おつくりになりましたら、いろんな人が入つてまいりますので、非常に教育がやりにくいんじゃないかと。そういう意味ではなおさら学力が落ちるというふうなことも考えられますので、よく個人の適性あるいは能力、あるいは獨創性、あるいは個性、そういうものを考えてこれは教育をしていかなければならないと思つて。学習センターとかいろいろ言われますけれども、悪口を言う人は、文部省は教育施設である、そういうことを言う人もございまして、余りお氣にとめられる

必要はないと思つていただけますけれども、そういうことを言われたいように質的の充実をぜひお願いしたいというものが私の申し上げたことでございまして。

それで、今度外人教師の方に移りたいと存じますが、イギリスにおける外国人の教育数でございますが、約八・五％ということなんです。これはポリテクニクを含めて八・五％で、大学教授の方は五％でございます。大体日本ではどれぐらいになつてゐるものでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 日本の場合の外国人の専任教員数及びその全体に対する割合についての御尋ねでございます。昭和五十四年度の数字で、国立大学で二百二十七人、これが比率で申しますと〇・四九％、公立大学で二十二二人、比率で申しますと〇・三九％、私立大学で六百九十一人、比率で一・四三％でございます。合計いたしますと九百四十人で〇・九三％というのが専任教員数並びに比率でございます。このほかに兼務教員といたしましては、国立大学で三百五十五人、公立大学で百一人、私立大学で千七十七人、合計千四百三十三人の外国人が在職してゐるという数字になりました。これらを含めた全体で申し上げますと、二・三五％という数字になつております。

○高木健太郎君 これはイギリスは英連邦というのを持っておりまして、そこからやってくるという意味でちよつと特別かと思つていただけますけれども、しかし日本は國際的に孤立してはいけな、いわゆる國際的にオープンでなくてはいけないというところはよく言われているわけでございまして、聞くところによりますと、国立、公立では公務員法というのがございます、いわゆる正規の教授として外国人を任用するということは非常に困難である。これは、私も前に關係をしたことでございまして、御存じと思いますが、今回は特殊法人であるということでございますので、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学の場合には、もちろん特殊法人が設立する大学でございまして、

して、したがって、国立大学の場合には国家公務員となるわけでございまして、公務員法上のいろいろ難点と申しますか、なお検討課題がいろいろあるわけでございますが、放送大学について申せば、そういう点での制約というものはないわけでございます。したがって、御指摘のような点についても積極的な取り組みというものが可能であり、そうすべきものではないか、かように考えます。

○高木健太郎君 これは非常にほかの大学と違うところで、いわゆる外国人任用ということがまだもう少し暇がかかるというふうな考えられてゐるときでございますので、ぜひその特殊法人という一つの方式で外国人の登用を図つていただきたい。というのは、明治以来、日本の文化の発達には外国人の貢献によるところが多かつたわけですね。日本はもううりっぱになつたといつて私は外国人をあれるわけじゃない、やはりある部門におきましてはまだまだ私、外人から学ばなければならぬところが多いと思つてゐます。

よく大学の教授選考におきまして、外国人を任用したらどうだということがあるわけなんです。この人はりっぱだからこの人を日本に連れてきて教授にしたいということがございまして、それが住居の問題、生活習慣の問題等がございまして、また法律もありますのでそれが任用できないということがございまして、この際ひとつ放送大学には外国人教官というものの任用ということとを一度ぜひお考えいただきたい。

それと、これにつけて加えて申し上げますけれども、留学生がイギリスでも非常に多いわけでございます。最近、日本では非常にふえてゐるやうに聞いておりますけれども、イギリスでは百八十五カ国から留学生が来ている。日本ではこれは昭和五十四年の大学生の統計ですが、七十九カ国、約〇・七％ですね。イギリスでは七・七％、こういうところでも非常に多くは國際性が日本では劣つてゐると思つてゐるわけなんです。そういう意味では、最近筑波大学等で盛んにやられてお

すけれども、ぜひひとつ留学生というものの受け入れをしやすいうな形に持つていくべきではないかと思つてゐますが、その点はどうのようにお考えですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の留学生受け入れについても積極的な対応をすべきであるという御指摘につきましては全く同感でございます。近年留学生の受け入れについても積極的な努力をいたしておるところでございます。それらの点は今後ともお十分に努力をしてまいりたい、かように考えます。

○高木健太郎君 大変それは結構なことでございますから、ぜひ実行に移してもらいたい。

ただ、いつでも問題になりますのは言語の違い、特に日本語は非常に言語的に他の外国とは違つてゐるわけで、日本語の教育あるいは宿舎、奨学金というふうなものも同時に考えてやらなければ、せっかく留学しても日本を恨んで帰るという留学生も多しと聞いておりますので、その点ひとつ手抜かりのないよう十分の手当てをお考えいただきたい、これを強調しておきたいと思つてゐます。

もう時間も余りございませませんが、最後に、この放送大学というのは、大学の性質上、前々から申し上げますように、研究というよりも教育という方にとりしても重点が置かれやすいと思つてゐるわけなんです。これはどうあつてもそうじゃないかと思つてゐるわけなんです。

ところで、人的の交流をしたいとか、あるいはもとの場所に戻るといふことがございまして、そのように教育というふうな余りにいきますとともに戻りにくいんじゃないか。現在、大学が非常にエリート大学からマスの大学へ、またはユニバーサルの大学へ変化してございまして、そのために大学教育ということもユニバーサルの大学である、エリートの大学ではないといふことが言われまして、大学人の中でも、最近では、もつと教育の方に重点を置くべきではないかという傾向が強くなつてきつてゐるわけなんです。にもかかわらず、やはり研究というものが重きを置かれるの

は、実は大学設置基準に「教員の資格」というところがあるわけですが、大学の教員の資格は設置基準ではどうなっているのか、教授だけでなく、講師でございすから。大学の設置基準の中の「教授の資格」です。

○政府委員(宮地貫一君) 設置基準におきまして「教員の資格」で教授の場合についての御指摘でございますが、たとえば「博士の学位を有する者」、「研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者」、「大学において教授の経歴のある者」、「大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者」などが基本的な資格として掲げられている点でございます。

○高木健太郎君 私、それで、大学はこれに對してどういふふうに対応をしているかといひますと、結局教授としての、あるいは助教授としての経験が何年以上あることということになっておりまして、そして業績が重点的でございます。そのために学生の講義なんかはどういふかと思つておられませんか、教育よりも一枚でも自分の業績をたくさんつくる、それを提出するといふと教授になるあれが多い。それをちゃんと計算して、一年に業績は二つくらいなさいかぬ、三つくらいなさいかぬ、大体十は要するといふようなことばかりを考へまして教育といふものがおろそかになっている。これではいけないといふ大学が現在反省をしつづつあります。

ところが、基準がそういうようになっておりますといふと、ちつともとに戻らない、要するに教育といふのは後回しになる。

そういう意味で、私はもうユニバーサルの大学といふことになる、民衆の大学になっている、大衆の大学になりつづつあるという場合には、これは教える教育といふことが非常に私、重点的にだんだんなくなつてくるんじゃないか。それならば、私は設置基準といふものの中にも、教育をどれぐらいやられたか、いわゆるその人の教育業績といふものはどのくらいであるか——非常に私は評価が困難であると思ひますが、アメリカやドイツなんか

では学生の教官に対する評価といふものも入っているわけですが。それは教育面に限つて入つていてございすね。そういうことはなかなか問題もありまして、ぜひ、大学の設置基準の中にその人の教育業績といふものの評価を入れるべきじゃないか、また入れなければこの放送大学をつくつても現実に私はつばな教官を得られない、こういうふうには思ひますが、その点に關しては何かお考えございすか。

○政府委員(宮地貫一君) 確かに御指摘のとおり、設置基準の規定がどうしても研究業績中心の対応になっているという点は御指摘のような点がございす。そして、お話のように教育上の業績といふものを積極的に評価することが重要であることはもとよりでございます。私もその点については十分工夫をしなければならぬ点ではないか、かように考へます。

特に、御指摘のように、放送大学の場合等においてその教育の評価といふものが、任期制をうまく回転させていく場合に、それをよく評価をするような対応といふことがないといふ点はまさに御指摘のとおりでございます。私もそういう点については今後改善のために努力をしたい、かように考へます。

○高木健太郎君 これはよくやられるのは、いつでも年限といふことをやかましく言われる。それから業績でも数といふことをよく言われる。年限や数でははかれないものがあるわけなんですから、設置基準として基準をつくる場合には教授経験何年、業績何枚といふふうにお考えになるでしようが、これはまあ教授会でお考えになることでございすから、これは国大協なり何なりにお諮りになりまして、そして教官の評価といふものをいかにするかといふこと、特に放送大学をおつくりになつた以上はそこから見直さないと、放送大学といふのは本当にくだらぬ人間ばかり集まつてくることになりはせぬか、それを憂へま

すので、ぜひこの点は放送大学をつくるのに當つてぜひ考へておかなきゃならぬことじゃないかと思ひますので申し上げるわけでございす。

最後に、私は、既存大学の多くはミニ東大といふものを目指している、東大のようにならんだ、あるいは元東大のような形にしているといふことが大学の一つの目標になっているわけですが。そういうことは結局画一的ということになるわけですが。ちつとも地域性とか地域の特殊性といふものが出てこないということになります。全部の日本の国民の目が東大だけにいきまして、ほかの大学はミニ東大である、これはもともと書かれていたことでありますけれども、決して直らないです。ね。そういうことが学歴が頂点主義になりまして、非常に悪いものを教育の上に残しているといふことになります。

ところで、放送大学をおつくりになりますと、まあ学習センターなんかをおつくりになりますけれども、結局は放送といふものを通じて全国にやろうとする、またどうしても画一的にならざるを得ないのじゃないかと。ただでさえ日本の教育が画一的にならうとしているといふときに、またこの放送大学を建ててそれが画一的になつたんでは、日本の教育といふのは非常に片手ばな人間ができていくのではないかとこのことを憂へるわけですが。そうして、文部省が言つておられるように、今度の教育白書にもありますように、一人一人の能力、適性に應じた教育を行い、人間性豊かな創造力に富む心身ともに健康な教育、そういうことと実際に合わないじゃないかと。現在の既存の大学は、地域性あるいは地域特性あるいは大学の特性といふものを生かすとして、自分たちの欠点も知つて努力をしつづつあるわけですね。だから、こういう意味では、今度放送大学をつくつたときに、どちらがどのようにするかは別としまして、もう少し地域特性あるいは大学の特性といふものを出すような工夫をこの際やっておかないと、なおさら同じような人間ができて、今後国際的に日本が発展していくといふのに対して、

全く粒のそろつた苦勞人間みたいなやつばかりできやう。これではいけないじゃないかと私は思ひます。その点について何かお考えございましてらお教え願ひたい。これで私の質問は終わりたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、大学がそれぞれ特徴、特性を持ちながら発展すべきことは当然のことでございます。そしてお話の点は、放送大学の場合についても特にその点をどう考へていくのかという御指摘でございますが、御指摘のように、学習センターにおいてスクリーンをするといふような際には、もちろんこれはそれぞれの科目等の関連にもよるわけでございす。が、たとへて申せば、地域研究といふような課題になれば、もちろんその地域の特性といふものを十分踏まえた形で対応していくといふような点で工夫をし、そういう積極的に地域性を盛り込んだ教育指導といふようなことについては、この学習センターにおきまして指導などにおいて特に工夫をしなければならぬ課題ではないかと、かように考へております。

○佐藤昭夫君 いままでこの放送大学法案の重大な問題点についていろいろ質問をしてまいりましたが、前回もいわば教育の安上りを考へているんじゃないかといふことで、膨大な非常勤教員に比べて専任の教員がきわめて少ない。これはオープンユニバーシティと対比をしても、教員一人当たりの学生数といふ点で見ても、あるいは日本の既存の教養学部と比べてみても、あるいは既存の大学の通信教育の課程と比べてみても、教員一人当たりの学生数といふのが非常に大きく放送大学の場合にはなつてゐる。といふことは、行き届いた教育ができないといふことのあらわれになつて、どうしてもこういう状況を改善する必要があるんじゃないかといふことをいろいろ指摘をしてまいりました。

同様の点で角度を変えて、大学といふのは言われていふように二つの中心の任務、そのうちの一つである学術研究の体制が教育の体制と並ん

で、この放送大学でどのように保障されているのかという問題にも一回よく目を向けてみる必要があるだろう。

で、いまも言いました一つは、専任の教員が非常に少ない、そのことは勢い教員の主として教育面での労働強化になって研究活動の面に十分力が注げないという状況を生んでくると思うんですが、さき指摘しました専任教員が非常に少ないままのプラン、たとえば基本計画によれば、完成時において専任教員三百十人に対して非常勤教員三千三百五十八人、いわば一対十という比率で非常勤の教員が非常に多い。こういう状況を改善する方向というのは前回指摘をしたわけですが、検討を始めていますか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の点は、教員数についてさらに専任教員というものを積極的に多くすべきではないかという御指摘でございます。また、この放送大学というものに実際に優秀な教員を確保するという点から申せば、やはり研究面というものは十分充実すべきではないかという御指摘であるわけでございます。もちろん、従来これらの基本計画に関する報告等で検討をされましたものも、大学の関係者等、十分それぞれ専門家にお入りいただきまして、御検討をいただいた一つの報告として私も受けとめていたわけでございますが、さらにこういう委員会の審議等を通じて、御指摘のありましたような事柄については、これからこの特殊法人が放送大学の設立の認可申請を文部大臣に出すことになるわけでございまして、そういう過程におきまして教員数の確保、特に専任教員数についての考え方について十分検討をさせていただきたいと、かように考えます。

○佐藤昭夫君 この放送大学における研究の体制を十分保障していく方向としては、一つは、いまの教員の増員の問題、それからもう一つは、さまざまな研究施設がどういうふうな保障をされるのかという問題、二つの方向があると思うんですが、たまたまオープンユニバーシティではこういう点についてはどういう努力がやられておるという文部省の理解ですか。

○政府委員(宮地眞一君) オープンユニバーシティにおきましては、いろいろ具体的な研究所等についても付設をされているというぐあいに伺っているわけでございますが、直接の対比にはならないわけでございますけれども、従来これは国立の施設になるわけでございますけれども、放送教育開発センターにおきましては、放送教育の内容、方法等に関する研究開発を行うということ、これは共同利用機関としての施設がすでについているわけでございます。これはもっぱら研究開発ということが任務ということになっていくわけでございます。もちろんこれは国立の共同利用機関としての施設でございますが、これからつくられてまいります放送大学、先ほどお尋ねもあつたわけでございますが、具体的な予定の場所といたしましては、幕張地区ということを考えておりました。放送教育開発センターも同じく幕張地区に、これはすでに管理棟は建設をされているわけでございます。そういう意味で、今後の研究面については、私は放送教育開発センターとこの放送大学との間においても密接な連携協力ということとがもちろん必要なのでございまして、当然のこととでございますが、そういう面で研究面での機能を果たす上で有意義なものがあるんじゃないか、かように考えております。

○佐藤昭夫君 大学における教員の研究というのは、放送大学の場合、放送教育についての研究ということだけじゃなくて、それぞれの大学教員の専門についての研究体制がどういうふうな保障されるかということが欠かすことのできない問題ですね。こうした点で、ウォーカー・ペリーという人の「オープンユニバーシティ」という本がありまして、この中でも紹介をされていますように、オープンユニバーシティの計画委員会の報告書、そこにも書いておられるように、「専任の教員は自分の学問分野の進展に遅れをとることのないようになり、時間と努力を個人研究に割くものとする。そして、図書館と実験室のどちらについても充実した設備が用意される。」この目標は次のように本大学の憲章の中で確認されている。すなわち、「教育と研究によって学問の進歩を図ることを目的として大学を創設することは時宜を得たものである。」というところで、かなり人的配置という点でも、また施設設備の整備という点でも、いかに放送大学といえ、大学の重要な任務の一つである一人一人の教員の研究活動が旺盛にできるように保障していくかということに非常に意をそそいでおられることがこの報告書の中でも明らかだと思ふのでございます。そうした点で、たとえば各都道府県に最低一カ所学習センターをつくっていくというわけですが、このセンターは実習室を含めて大体十教室ぐらいつくられるんだといういままでの説明でございました。この計画の中に教員のいわゆる研究施設、そういうものはありませんね、現状は。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の学習センターの施設についてのお尋ねでございますので、ただいま計画をいたしております点で申し上げますと、専任教員の研究室としてはやはり一応必要な面積を確保するという考え方で考えております。

○佐藤昭夫君 それは控え室みたいなもんじゃないの。

○政府委員(宮地眞一君) 通常の大学の場合におきましては、研究室と同じ立場のものを用意するという考え方でございます。

○佐藤昭夫君 大学における教員の研究というのは、放送大学の場合、放送教育についての研究ということだけじゃなくて、それぞれの大学教員の専門についての研究体制がどういうふうな保障されるかということが欠かすことのできない問題ですね。こうした点で、ウォーカー・ペリーという人の「オープンユニバーシティ」という本がありまして、この中でも紹介をされていますように、オープンユニバーシティの計画委員会の報告書、そこにも書いておられるように、「専任の教員は自分の学問分野の進展に遅れをとることのないようになり、時間と努力を個人研究に割くものとする。そして、図書館と実験室のどちらについても充実した設備が用意される。」この目標は次のように本大学の憲章の中で確認されている。すなわち、「教育と研究によって学問の進歩を図ることを目的として大学を創設することは時宜を得たものである。」というところで、かなり人的配置という点でも、また施設設備の整備という点でも、いかに放送大学といえ、大学の重要な任務の一つである一人一人の教員の研究活動が旺盛にできるように保障していくかということに非常に意をそそいでおられることがこの報告書の中でも明らかだと思ふのでございます。そうした点で、たとえば各都道府県に最低一カ所学習センターをつくっていくというわけですが、このセンターは実習室を含めて大体十教室ぐらいつくられるんだといういままでの説明でございました。この計画の中に教員のいわゆる研究施設、そういうものはありませんね、現状は。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の学習センターの施設についてのお尋ねでございますので、ただいま計画をいたしております点で申し上げますと、専任教員の研究室としてはやはり一応必要な面積を確保するという考え方で考えております。

○佐藤昭夫君 それは控え室みたいなもんじゃないの。

○政府委員(宮地眞一君) 通常の大学の場合におきましては、研究室と同じ立場のものを用意するという考え方でございます。

○佐藤昭夫君 大学における教員の研究というのは、放送大学の場合、放送教育についての研究ということだけじゃなくて、それぞれの大学教員の専門についての研究体制がどういうふうな保障されるかということが欠かすことのできない問題ですね。こうした点で、ウォーカー・ペリーという人の「オープンユニバーシティ」という本がありまして、この中でも紹介をされていますように、オープンユニバーシティの計画委員会の報告書、そこにも書いておられるように、「専任の教員は自分の学問分野の進展に遅れをとることのないようになり、時間と努力を個人研究に割くものとする。そして、図書館と実験室のどちらについても充実した設備が用意される。」この目標は次のように本大学の憲章の中で確認されている。すなわち、「教育と研究によって学問の進歩を図ることを目的として大学を創設することは時宜を得たものである。」というところで、かなり人的配置という点でも、また施設設備の整備という点でも、いかに放送大学といえ、大学の重要な任務の一つである一人一人の教員の研究活動が旺盛にできるように保障していくかということに非常に意をそそいでおられることがこの報告書の中でも明らかだと思ふのでございます。そうした点で、たとえば各都道府県に最低一カ所学習センターをつくっていくというわけですが、このセンターは実習室を含めて大体十教室ぐらいつくられるんだといういままでの説明でございました。この計画の中に教員のいわゆる研究施設、そういうものはありませんね、現状は。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の学習センターの施設についてのお尋ねでございますので、ただいま計画をいたしております点で申し上げますと、専任教員の研究室としてはやはり一応必要な面積を確保するという考え方で考えております。

○佐藤昭夫君 それは控え室みたいなもんじゃないの。

○政府委員(宮地眞一君) 通常の大学の場合におきましては、研究室と同じ立場のものを用意するという考え方でございます。

○佐藤昭夫君 大学における教員の研究というのは、放送大学の場合、放送教育についての研究ということだけじゃなくて、それぞれの大学教員の専門についての研究体制がどういうふうな保障されるかということが欠かすことのできない問題ですね。こうした点で、ウォーカー・ペリーという人の「オープンユニバーシティ」という本がありまして、この中でも紹介をされていますように、オープンユニバーシティの計画委員会の報告書、そこにも書いておられるように、「専任の教員は自分の学問分野の進展に遅れをとることのないようになり、時間と努力を個人研究に割くものとする。そして、図書館と実験室のどちらについても充実した設備が用意される。」この目標は次のように本大学の憲章の中で確認されている。すなわち、「教育と研究によって学問の進歩を図ることを目的として大学を創設することは時宜を得たものである。」というところで、かなり人的配置という点でも、また施設設備の整備という点でも、いかに放送大学といえ、大学の重要な任務の一つである一人一人の教員の研究活動が旺盛にできるように保障していくかということに非常に意をそそいでおられることがこの報告書の中でも明らかだと思ふのでございます。そうした点で、たとえば各都道府県に最低一カ所学習センターをつくっていくというわけですが、このセンターは実習室を含めて大体十教室ぐらいつくられるんだといういままでの説明でございました。この計画の中に教員のいわゆる研究施設、そういうものはありませんね、現状は。

らにまた他大学との協調と申しますか、そういうふうな問題、それからまた施設の問題、研究棟等、非常な貴重な御注意をいただきましてありがとうございます。

○佐藤昭夫君 それでは次に、この放送大学学園と放送大学が本間に国民の声や要望によく耳を傾けていく、まさに開かれた大学としての民主的な運営が保障されるような管理運営機構がつくられていくかどうか、こういう問題でいまでも何人かの方が、一つは学園における理事会というか、理事長独任制の問題をいろいろ取り上げてこられたと思うんです。この間の通信委員会との連合審査で私どもの党から山中委員がこの点について重ねて質問をいたしました。局長の答弁は理事会という合議制にする、理事の一員に学長が加わっているから、学長がその拘束を受けて、いわば大学の自主的運営が阻害されるおそれが出てくるんだ、そういう意味で合議制よりも理事長の独任制の方がよろしいんだ、こういう答弁をされていますけれども、こういう論法からいけば、たとえば私学について私学の法人の理事会に私学の学長ないし校長が加わっている場合もあれば、加わっていない場合もいろいろありますから、加わっている場合、この理事会は合議制よりも理事長独任制の方が学校の民主的運営になっていくんだ、こういう論法になりますね。これはもうとんでもない詭弁であって、通常このいろいろな組織について独任制と合議制とどちらが民主的な組織形態かといえれば、合議制の方が民主的な組織形態だというのは、このことを否定するような人はこの国会の中でいまでも余り聞いたことがない。ところが、得々とこの間あなたは、いや独任制の方がよろしいんだという論を張る、いまでもそう思っているのか。

〔委員長退席、理事世耕政隆君着席〕

本間にこの独任制の方が民主的だと思っているのかどうか。再度重ねて聞いておきたい。

○政府委員〔宮地實一君〕 御指摘のように、一般論といたしまして合議をして議を尽くしてやって

いくということが、物事を決めていくに際して十分な論議を尽くすというふうな形で、合議をしなから決めていくということが望ましいということについて、私は何ら異論をはきむところはないうけでございます。そして、学校法人の場合に、理事会というふうな形で構成されているということについても十分承知もいたしておるわけでございます。そして、この放送大学学園の執行機関である理事長なり理事につきましても、事実上は業務の遂行に当たりまして、もちろん理事長並びに理事の方々が合議をしながら物事を進めていくであらうというところは、これは十分考えられる点でございます。ただ、法文として理事会という構成をなぜ規定しなかったかということについての御説明を申し上げたわけでございます。その点は、説明面ではやはり学長が大学の最高責任者としてあるわけでございます。その学長が大学についての最高責任者として、その学長が理事長を理事会の決定というふうな事務で拘束されるというふうなことはむしろいかかというふうな形で、この学園の全体の組織機構を検討いたしました際にその辺も十分議論を尽くしまして、私どもとしては、こういう規定を設けましたということをお断りして、御指摘のようないくつかの一般論としてそういう議論を尽くすということ、そしてまた、放送大学学園の場合にありましても、事実上はそういう議論を尽くした形で仕事が進められていくということ、そのことを私は否定をするという気持ちはないわけでございます。規定としてそういう点が、学長の大学の自主的活動という事務を尊重する形で、むしろ合議制の理事会という規定を法定しなかったという点を御説明したわけでございます。

○佐藤昭夫君 一般論としては、独任制より合議制の方が民主的な形態であるということは認められるだけども、しかしこの放送大学という、こういうケースについて合議制にする、学長の大学運営についての自主的権限が侵されるかも知れぬという、そういうことを依然として言われて

おる。そういう論法でいきますと、私学についても、これは現在、法によって私学の法人理事会は合議制になっているでしょう。こういうのも、その理事会には学長が入っている場合が往々にある。こういう私学の法人理事会も独任制の方がいいんだという論になりかねないあなたの議論というのは非常に危険な要素を含んでおる。そういう人が大学局長として今後私学の法人の指導なんかにあたられたら大変危険千万だと、よくもう一遍反省してもらいたいというふうに思うんです。同様に、大学の管理運営の重要事項を扱う機構としての教授会、評議会の問題がいまでも再々議論になってきました。この評議会の定数を、学長、副学長、これを除いて、法案では六人ないし十二人としていますね。

一方、さきにも引用しましたが、基本計画によると、完成時において専任の職員二千、専任の教員三百十人、非常勤職員は五千五百人、非常勤の教員三千三百五十八人という膨大な教職員を抱えるこの放送大学であるわけですから、

〔理事世耕政隆君退席、委員長着席〕

一体、六人ないし十二人のわずかな評議員ということで、一人一人の教職員の人事権、これを握っていくという、こういうやり方というのがある。これはこの学園ないし大学の運営についての教職員の総意、これをくみ取って運営をしていくという、ふさわしい仕組みかどうかという問題です。この六人ないし十二人というふうに法律に出してきた根拠は何か。私は多分に、この放送大学に実際に置かれるコースないし専攻課程の一つの試案ではあるわけですが、三コース、六専攻となつてはいる。そうすると、評議員六人ないし十二人というのは、この三コース、六専攻、ここから一人ずつ出れば六人、二人ずつ出れば十二人ということ、結局、評議会の構成メンバーというのは、大学本部の教員代表、ここでいわば独占される形になって、放送大学にとって非常に生命だというふうにあなた方も言っている地方の学習センターの個々の教員が、評議会に加わって必要な地

方組織の意見を反映していくということにはおおよそならぬのではないかと。また、そんな必要がないという考えで、六人ないし十二人という人数がつくられてきているのじゃないかというふうに私は思う。この点どうですか。

○政府委員〔宮地實一君〕 教育上の組織といたしまして、もちろん試案でございすけれども、三コースそれぞれに二つの専攻を置くという考え方については、従来からも御説明をしているとおりでございます。ただ、御指摘のように、具体的な評議会の構成員をどう決めるかということについては、評議会みずからが決めることになるわけでございます。御指摘のような学習センターの代表の方が構成に加わることなども私どもももちろん望ましいことだと、かように考えます。

ただ、実際の具体の決め方については、これはやはり大学がお決めになって、最も大学としてふさわしい決め方をされるものではないかと、かように考えております。そうして、もちろんこの評議会の規定はこの法律に規定をしているわけでございますけれども、これは、言うなれば一番基本になる組織として法定をいたしているわけでございます。ほかに全体的な教授会の持ち方について、やはりこれも大学みずからが教授会の持ち方というものをどういうふうに考えていくのか、そうしてそれぞれの学習センターにおいては、また学習センターにおいての問題、それから学習センターに共通するような全体的な問題、そういうような、もちろん大学の運営全体、特に教学の面におきます運営全体については、いろいろな角度から、その問題をどう取り扱っていくかという点について、なお大学自体で十分御検討になった上で、それらの点については、必要な全体の管理運営面で最もこの大学にふさわしいあり方というものが検討されるべきもの、かように考えます。

○佐藤昭夫君 その評議会をどういうふう構成するかというのは発足をした大学自体がお考えになることだということで、すべてそういうふう

問題をそこへ逃げていくわけですが、少なくとも六ないし十二人という人数で四十七都道府県にまたがる地方組織のその意見が十分くみ入れられるような形態になってないというのは、これはもうおおよそ明らかだと思ふのです。

それで、具体的に、たとえば十二人のうち六人程度は地方の代表だと、こういうことも言われるかも知れぬ。しかし、岐阜県の学習センター、そこでのいろいろ起つておる放送大学運営上のさまざまな意見、こういうものを岐阜県の意見を代弁をして愛知県の学習センターの代表が評議会に反映するということは、これは実際問題としてできないことです。常識的に考えれば四十七人以上の代表をもって放送大学の全学最高機関をつくっていくというのがむしろ当然の常識的方針じゃないか。民主的運営を本当にやろうと思ふのであれば、なぜそういう提案が出なかったのか、その点を重ねてお尋ねします。

○政府委員(宮地貫一君) 評議会の法定をいたしております点は従来御説明したとおりでございますが、ただいま御指摘の点に即してお答えをしますれば、たとえば学習センターというものがそれぞれ置かれる。さらに、全国的に完成を見た時点で申せば、四十七都道府県にそれぞれ学習センターが置かれるというふうなことになると思ふば、そこは当然にこれは大学の方で御検討になることでございますが、具体的に申せば、たとえば学習センター長会議というふうなもの、内部で考えられる一つの機能を果たす仕方としては、そういうものも当然に考えられるわけでございます。また、また個々の学習センター内部におきます対応といたしまして、学習センターにおきます教育会議というふうなものももちろんこれは個別の学習センターで持たれることになろうかと思ふわけでございます。

いずれにいたしましても、そういう全体の組織機構、従来の大学の形態とは全く異なる新しい形でのこの放送大学でございますので、私も

としましては、これからつくられていく放送大学みずからが、そういう処理について、もちろん十分学内の意見を吸い上げるためのいろいろな組織といたうものが当然に考えられ、そしてそういうものが積み重なって放送大学みずからの自治というのが行われていくことになる、かように考えております。

○佐藤昭夫君 予定の時間がもう迫っておりますので、大臣に最後に一問だけお尋ねをしておきますが、午前中、勝又委員の方から、この放送大学構想には非常に膨大な財政の裏づけを必要とするんだと、しかし片や今日、国の財政再建、行政改革ということがいろいろ言われているこの時期に、果たしてこの放送大学構想についての財政的保障はあるのかという問題を重ねて質問をされておりました。で、大臣は総理に対して二回となく三回、何回にもわたってその点の確認をとつてきているという話、ともかく早う法案を足踏をさしてほしいという言い方であつたわけですが、私も、少し角度を変えてもう一遍この点を聞いておきたいのですけれども、今日の行革方針、これいふと、新たに特殊法人はふやさないといふことと、何か新しくつくるときには当然既存の特殊法人についてはこれをスクラップするといふこと、この二つは、文部省傘下の特殊法人について言えば、学校安全会と給食会、これを統合して健康会といふものにこれをひとつ統合していかうと、こういう法案が衆議院にも出されているといふことですが、文部大臣、本来この文部省がとるべき国会に對しての手続としては、これあと参議院の会期が非常に限られておる、こういう状況で、安全会と給食会を統合して健康会一本にしていくといふこの法案が、十分参議院で議熟して今度の国会で結論が出るかどうか、これはわからないわけですね。そこまでは言わなくても、いままでの手続を振り返つてみても、当然スクラップする問題、この結論がはっきりしていないままに新しくつくる放送大学のこの特殊法人の問題だけをやいの

やいのと国会へ持ってきた、こういうやり方というのはこれで理屈通つていたといふふうに思ひますか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま先生から御指摘の問題でございますが、これはいままでの議論の過程においていろいろ出た問題でございます。しかしながら、御心配の点につきましては順調に審議が進捗いたしておるようには拝聞いたしておりますので、御心配のようなどことはないであらうと、これは院の議決の問題でございますからわれわれ政府側で何とも申し上げられませんが、かように信じておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 大臣はもう少し事実をクリアに把握をしておらうと必要があると思ひます。順調に進捗していると言つたて、参議院では健康法案というものはまだ審議入りもしていないじゃないですか、当委員会では、何が順調に進行しているのか、ちょっとあさつて向いたような答弁をなさるぬように、よくこの事態をクリアに見詰めて、しかし本来もう少しさかのぼつて振り返りみれば、本言言え、まずこの特殊法人のスクラップをどうするかという問題をこれを結論を出した上で新しくこういうものをつくりたいといふ、こういう順番で国会への提起があつてしかるべきではなかつたかといふことを申し上げておるのであります。

以上です。

○小西博行君 放送大学法案も大体終結の方向に來たといふように私は考えているわけでございます。ただ、いままでの質問の経緯を踏まえまして確認といふようなことにならうかと思ひます。まず、この放送大学ができたとして、最終的には学生が四十五万人といふふうな大変大きな構想になっているわけでありまして、そのために膨大な数の学習センターを全国に配置しなければならぬ。しかも、教職員の数といふのは最終的には七千名以上に余るといふように聞いています。そういうふうな非常にたくさんさんの設備をし

て大規模な大学志向をしているわけでございますけれども、どうもそういう話を質問の中で確認しながら、現実にはそれほど先を争つてこの放送大学に入りたいという方が大ぜいいらっしゃるかどうかというの、私は実は多少疑問を持っております。と申しますのは、私はこの放送大学に期待するものといふのは、はつきり一つあるわけですね。それは既存の大学にないものを、この放送大学の中で一般に大学に大きなインパクトを与えていた

いただきたい。これは唯一の大きな実は期待なんです。しかし、どうも放送大学法案ということになりますと、テレビ、ラジオでほとんどの講義をやり、そしてそれを聴講することによって、もう自然に単位が取れ、四年間で卒業できるというふうな多少私は誤解があるのではないだろうかという感じが実はしているわけです。そういう意味では、どうも映像によるあるいはラジオによる大学というよりは、むしろ通信大学としてやっぱり私は完備させていく必要があるのではないかなといふように感じておるのです。で、通信大学プラス、たとえば理科であるとかあるいはその他他映像の方が非常に有利な科目が私はあると思ひます。

そういう意味でテレビを有効に活用していただく。このように考えてみますと、むしろ通信大学をもつていままで以上のよいものをつくつていく、この辺に力点を置くべきではないかといふふうに私は考えているわけなんです、どのように文部省お考えでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のありましたように、この放送大学が既存の大学に對してもインパクトとなり、既存の大学に對してのひとりの改革なり改善のよすがになるということも、確かに非常に波及効果として考えられる非常に大事な点ではないかと、私もさきさきに把握をいたしております。御指摘のテレビ、ラジオだけで大学卒の資格が得られるといふような誤解を多少与えているのではないかと、この点がございましたが、それらの点については当委員会でも慎重な御審議をいただいている中で私も十分説明をしてきた

てこの法案はその数が多ければやっぱり通過する
ということだと私は思うんですね。その場合に、
この手を離れて後の、これは勝又委員からもお訴
えが午前中出ましたけれども、やっぱり実態調査を
もう一度練っていただきたいんです、果たしてそ
ういう放送大学に行きたいという方がどれだけお
られるか。これはもう全国各地でやっていただき
たいと思うんです。そのときにアンケートの内容を
一通この委員にも見せていただきたいと思うん
です。たとえば、勉強したいですか、したくない
ですかというアンケートをとりますと、みんな、
したいですと必ずおっしゃると思います。ですけ
れども、これは先日来、私が質問させていただい
ておりますように、現実のカリキュラム、四年間
で卒業するんだら毎日四十五分の授業を六日
間聞かなければいけません、なおかつ前後にやっ
ぱり二時間ぐらいの予習復習をしてください、そ
して毎週スクーリングに行ってください、そして
厳しい試験に合格しないと単位はもらえませんが、
ここまでやれば私は明確にして、そしてその賛
否を問うべきじゃないかと思うんです。そういう
ことが全然なしに、非常に抽象的な質問で皆さん
方に回して、国民の世論はもう全部勉強したいと
いうような方向にいつています、このようなこと
のないように、ぜひ皆さんに回す前にわれわれせ
めて委員ぐらいはその内容について多少の検討も
させていただきたい、こう思いますが、局長はど
うでしょうか。

○政府委員(宮地貴一君) けさほどの御質問にも
あったわけでございまして、もちろんお尋ねいた
だいておりますことは、この放送大学が真に国民
に望まれている大学というものをつくり上げてい
くための一つの手段として慎重にそういうことを
すべきであるという御指摘と私も承っております。

けさほどお答えしたわけでございますが、こ
の放送大学法案を成立させていただければ、
特殊法人の放送大学が充足することになり
、その学園が放送大学の設置認可申請を文部大

臣に出すという手続になるわけでございます。そ
の大学づくりには先立ちましてそういうような調査
をやりますべきであるという御指摘でございまし
て、私もその御指摘に賛成でございます。それで、
私どももそういうことについては積極的に対
応したいと、かように御答弁申し上げておるわけ
でございます。そして、さらにその内容について
も、十分先生方御関心をお持ちいただいているわ
けでございます。それらの点についても私ども
も積極的な対応で考えてまいりたいと、かように
考えております。

○小西博行君 単位の互換であるとか、あるいは
編入転学、あるいは障害者のための教育条件です
ね、こういうものを、もういままから、法案が通過
したらすぐに条件整備をひとつしていただきたい
というように考えているんです。

つまり、これ「放送大学について」というのを
文部省大学局が出しております。このカリキュ
ラムの内容をどうするか、つまり放送大学で二年間
とえば転学という場合、つまり放送大学で二年間
やってそして一般大学へ入るとした場合に、当然
そこに試験が必要ですね。試験に合格できるよう
な科目をやはり整備されておく必要があるんじや
ないかと思うんです。これは大学によつて違い
ん受け入れ側として試験のやり方というのは当然
違ふと思います。科目をちゃんと規定している大
学もあると思いますし、あるいは論文とか、ある
いは成績なんかである程度緩和していくというや
り方もあると思っております。これはむしろ既
成大学に対する準備期間ということですね。そう
いうことを十分にアピールをひとつしていただい
て、そして放送大学で学んだ方が自由に一般大学
にも入りやすい、入れると、そういうようなカリ
キュラム編成をぜひやっていただきたいというよ
うに思っています。

それから最後に、これだけはぜひ申し上げたい
んですが、もうずっと前から絶えず質問の中に私
は言っておるんですが、放送大学の評価ですね、
実際にやって一期計画で何年か当然やられるわけ
ですけれども、この評価については本当に適正な

評価内容の決定なんかもしていただきまして、普
通の文章だけで全部あらわすんじゃないで、ちゃ
んと評価が出るようなことを放送大学につきまし
てぜひ考えていただきたい。そしてさらに、それ
が二期、三期と、こう延ばせるような体制を一日
も早くつくっていただかなければ余り意味がない
んではないかというように考えるんです。

私は率直に申し上げて、どうも放送大学とい
うのは四十五万人構想という大きな花火を打ち上
げ過ぎたんじゃないかなあと、文部省もややうい
うような気持ちがあるんじゃないかと思つて必
ずし人数ばかりが大ぜい集まるからといって必ずし
も私は社会のためになるとは考えないんです。や
っぱり質のいい大学をつくっていくということが
将来の発展にとつて非常に私は大切な要素ではな
いか。そうしなかつたら、既成大学に対するイン
パクトどころか、かえつて非常に軽べつされる大
学になってしまう。そういう大学になりますと当
然優秀な教員は全然集まってくれない。こういう
ような非常に私は問題を含んでいると思つて
、その点を十分考えていただきたい。最後に大
臣の決意をお願いいたします。

○国務大臣(田中龍夫君) 小西委員からのいろい
ろな具体的問題を踏まえての御注意に対しまし
ては厚くお礼を申し上げます。
なお、この大学が充足をいたすことになりまし
た場合におきましては、りっぱな大学としてでき
ますように、また、わが国の新しい文教政策にさ
らに一步を加えるという点では非常に意義深いも
のであると考えるものでございます。今後ともに
さらに一層の御協力をお願いいたします。

○小西博行君 終わります。
○委員長(降矢敬義君) 以上で両案に対する質疑
は終局いたしました。

この際、放送大学学園法案の修正について、佐
藤君及び大島君からそれぞれ発言を求められてお
りますので、順次これを許します。佐藤君。

○佐藤昭夫君 私は、本法案の終局には反対でござ
います。ただいま終局が宣言をされましたの

で、日本共産党を代表して、政府提出の放送大学
学園法案に対し修正の動議を提出いたします。そ
の内容はお手元に配付されておりますとおりでござ
います。これより提案の理由と概要を御説明
いたします。

科学、技術、文化と国民教育の発展に伴つて、
高等教育の機会均等と学問の公開を求める国民の
要求は年々高まっています。二十年前には一〇%
にすぎなかつた大学、短大などの進学率が今日
四〇%近くまで上昇している事実がこれを端的に
物語っています。

経済的事情その他の理由で高等教育機関への進
学を断念せざるを得なかつた人たちが、また学問
の成果を改めて享受することを希望する人たちに
対して、大量伝達手段であるテレビ、ラジオを教
育の手段とする大学教育を行うことは、国民の教
育要求にこたえ、教育の機会均等を進める上で積
極的な役割りを果たし得る可能性を持っています。

この可能性を追究する見地から、わが党はすで
に十一年前からテレビ、ラジオによる民主的な大
学教育の普及を提言してまいりました。
同時にわが党は、この大学教育が、放送という
一方通行的な伝達手段によつて広範な国民に強い
影響力を発揮し得ることから、一般の大学教育に
も増して学問の自由と教育の自主性が守られ、学
ぶ者も教える者も研究する者も、真実と真理にの
み忠実で、他のいかなる強制にも服さないという
ことが制度上からも確保されることの重要性を強
調してまいりました。

それは、今日、教科書攻撃を初め、教育の反動
化、解釈改憲から明文改憲に進もうとしている自
民党政府のもとで、大学への官僚統制を一層進め
ようとしている文部省とその意を受けた一部学者
らの手による思いどおりの支配がなされるような
放送大学が誕生すれば、戦前のNHKが絶対主義
的天皇制の護持と侵略戦争遂行の思想動員の道具
として利用されたあの二の舞を踏みかねない危険
性を持っているからにはほかなりません。

ところが、三たび廃案になりながら何ら修正することなく提出されている本放送大学学園法案は、これまでの審議で明らかにならぬに、新しく設立される放送大学を二重三重の官僚統制のもとに置くきわめて危険なものとなっています。

法案によれば、大学の設置者であり、同時に放送局となる特殊法人放送大学学園の管理運営権は理事長に集中することになり、四名の理事も理事長を補佐するにすぎず、学園の最高意思決定権はたった一人の理事長に専有されています。理事長は放送番組の編集権、理事及び大学教員の任命権を一手に握り、学長の人事についても提案権を持っています。放送大学学園の事実上の独裁者となる理事長のさらに上に文部大臣が君臨する形となるのであります。文部大臣は、理事長及び学長の任免権のほかには理事人事の認可権、学園の重要事項に関する理事長の諮問機関である運営審議会委員及び監事の任命権を持っています。

放送大学では、大学の自治の基本として法的にも保障されていた教授会自治すら奪われ、教員の人事の選考は、教授会によってではなく、学長、副学長及び理事長任命の少数の教授によって構成される評議会にゆだねられています。

このような仕組みのもとで、学問の自由、大学の自治、放送の自由が確保され得ないことは明らかであります。しかも、放送大学の設立に当たっては、全国の大学人の声をほとんど反映してこなかったばかりか、逆に無視したために、本大学の成否を決すると言われるスクーリングのための学習センターの全国的設置や実施指導に当たる教職員の確保の見通しも立たない現状です。

わが党は、このような重大な欠陥を持つ法案に強く反対するとともに、国民の期待に真にこたえる方向で放送大学を設立するために、最小限、次の修正を行うよう提案するものであります。

まず、この修正案は、第一に放送大学に対する官僚統制を排し、学問の自由、大学の自治を保障すること。第二に、放送大学が国営放送となる危険性を排し、言論、表現の自由、放送の自由を守

る、その一環としての異見放送を保障すること。第三に、文部省直轄ではなく、全大学人、教育関係者の総意に基づいて設立と運営を目指すことを修正の基本としています。

その内容の概要を申し上げます。

第一に、放送大学の設立に当たっては、同大学が国民の期待にこたえ積極的な役割を果たすためには、全大学人の合意のもとに英知を集めて設立されることが必要であります。このことは、放送大学完成時には今日の全国の大学生総数の二割以上の四十五万三千人にも上る登録学生を抱え、スクーリングや学習相談などのために全国の国公私立大学の教員の協力を仰ぐ必要からも当然要求されることでもあります。したがって、放送大学設立後、当初の教員の任命に当たっては、全国の国公私立大学の推薦を受けて日本学術会議の教員選考委員会が選考して文部大臣に推薦し、文部大臣の任命を受けるという方法を修正案はとしています。

第二に、大学における教育、研究の基本組織である教員集団に教育、研究の専門的諸事項を自主的に決定する権限を与えてこそ、真に学問の自由と大学の自治の保障のもとに大学の目的を達成することができま

す。この保障のために、修正案では、政府原案より評議会の規定を削除し、学長、教員などの選考、任期、人事に関する基準、不利益処分等について、国立大学に準じて行うよう、教授会の権限、教員の権利を明確にしています。

第三に、放送大学の番組編集権を文相任命の理事長に与えることは放送番組の自由を空洞化させ、放送に対する国家統制に道を開きかねません。放送の自由、学問の民主的運営を確保するためにも、放送大学学園の意思決定機関を合議制の理事会とし、理事長は理事の互選とする。理事は全国の国公私立大学の教員の推薦に基づき、日本学術会議を推薦母体とし、文部大臣の任命を受けるものとす

るものとす。理事の定数を七名とし、うち一人は放送専門家をもって充てる。運営審議会の委員

も、全国の国公私立大学の教員と放送関係団体の推薦を受けて理事長が任命する。学園の予算、決算はNHKと同様に国会の承認事項とすることなどを提案しています。

最後に、放送教育はきわめて広範囲な影響力を持つため、重要な見解の相違がある場合でも、放送された教官の説が唯一の正しいものと一般に受けとられかねない危険性を持っています。したがって、本修正案では、学術上重要な異見を有する学者、研究者、教育者及び学術団体に教授会の検討を経て一定の条件のもとに異見放送の機会を提供する旨の規定を設けています。

以上が、本修正案を提出いたしました理由とその概要であります。御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(降矢敬義君) 大島君。

○大島友治君 私は、放送大学学園法案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文とおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

放送大学学園法案の提出は昭和五十五年度でありましたが、すでに昭和五十六年度に入っておりますので、放送大学学園の最初の事業年度は、「その成立の日」に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとす。とされているのを、「昭和五十七年三月三十一日に終わるもの」と改めるなどの修正をしようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、安孫子藤吉君が委員を辞任され、その補欠として内藤健君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) それでは、ただいまの両

修正案について便宜一括して議題といたします。両修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もないようですから、放送大学学園法案原案並びに両修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○勝又武一君 私は、日本社会党を代表し、内閣提出の放送大学学園法案、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及び日本共産党提出の修正案に反対し、すでに提案され審議を行われております日本社会党の放送大学を設置するための国立学校設置法等改正案の発議者である立場に立ちまして、討論を行うものであります。

放送大学の構想につきましては、国民の高等教育の機会を拡大するとともに、高等教育機関相互の連携協力を促進するなど大学の閉鎖性の打破にもつながること、さらには放送の効果的な活用や印刷教材の発達が教育方法の革新を導く点などメリットも多く、基本的にはその実現を期待するものであります。

しかしながら、放送大学は、教育媒体として放送を利用することや、通学の課程を持たない通信だけの大学であること、本部と各地に学習センターを有し、通常の大学のようなキャンパスを持たないこと、また既存の国公私立大学の協力が不可欠であることなど、従来の大学とは異なる特色を有しております。したがって、その実現には、法律上あるいは実質上、解決されなければならない重要な課題が山積しているものであります。

すなわちその第一は、学問の自由、大学の自治を保障し、国からの独立を確保することでありま

す。第二に、放送については、その本質と公共性にかんがみ、国のコントロールを排除することでありま

することであり、第五は、既存の国公立大学及び放送事業者との連携協力体制を確立することであり、第六は、教員の研究条件を整備することであり、第七は、財政的な裏づけの保障と学園内部における民主的かつ教育、研究重視の予算の確立などであり、

まず、政府から提案されている放送大学学園法案についてありますが、これまでの審議の中で明らかなように、これらの諸点に対する配慮が以下述べるように全く不十分であり、とうてい国民の期待にこたえる大学になるとは思えないのであります。

まず、第一点ですが、言うまでもなく、大学が教育、研究面で活力を持ち、教員や学生を引きつける原動力は、学問の自由、大学の自治が保障され、真理を求める姿勢が最大限に尊重されることにあります。ところで、放送大学は開かれた大学であるだけに、社会的な批判を受けやすく、設置者たる法人が大学の自治への強い意識を欠いたり、大学自体の管理運営機構が万全なものでない場合には、放送大学の自治は歴史的な伝統を欠くこともあって、たやすく崩壊することが懸念されるのであります。

そこでまず問題なのは、放送大学の設置主体である特殊法人放送大学学園についてであります。学園の役員としては理事長、理事及び監事が置かれることになっております。そのうち理事長及び監事は文部大臣が無条件で任命できることとしております。また、理事については、文部大臣が任命した理事長によって任命され、さらに文部大臣の認可が必要とされており、その職務も、単に理事長を補佐するだけに限定されており、理事会方式がとられていないのであります。その上、学園の重要事項を審議する運営審議会の委員まで文部大臣が任命することとしております。このように放送大学学園は、文部大臣の意を受けた理事長を頂点とするピラミッド組織となっており、これでは、文部大臣の支配管理も可能となり、国からの独立は保障されないものであります。したがって、

放送大学学園は、学問の自由、大学の自治を生命とする大学を設置する組織たり得ないばかりか、さらには、後で触れますように、表現の自由を基調とする放送業務も行うにふさわしくない法人組織と断言せざるを得ないのであります。

次に、放送大学の組織についてであります。今日まで、学問の自由を守り、大学における自治、管理運営について、その任に当たってきたのは教授会であります。それは、教授会が教員全員で構成されるため、最も民主的かつ基本的、中心的機関として位置づけられてきたためであります。しかし、放送大学においては、教員が各地の学習センター等に点在するという特殊形態を理由に、

学長、副学長及び若干の教授で構成される評議会を設け、これら少数の者に大学の自治の根幹であるところの人事権を付与するなど、少数の評議員中心の大学運営を予定しております。また、具体的な事柄については、特定の教員の集まりである教員会議で決定されることなども審議の中で明らかにされておりますので、放送大学の教授会は実質のない形骸化された機関とならざるを得ないのであります。大学の長い歴史の中で培われ、また憲法、教育基本法、学校教育法の精神でもある学問の自由、大学の自治なかつく教授会の自治が、こうしていとも簡単に葬られようとしていることは断じて容認できないところであります。

以上のように、学園及び大学いずれも、学問の自由、大学の自治を保障する組織、機構ではないのであります。

第二点は、放送の自由についてであります。放送業務は表現の自由を根本精神としているため、国からのコントロールを受けることなく、放送の自由が保障されることが特に肝要であります。そのため、NHKの場合は、国費に依存せずに、受信料収入を財源とし、経営委員の選任に当たって、国会の承認を義務づけるなど種々配慮を行っているのであります。ところで、放送大学学園の場合は、表現の自由の問題はもとより、さら

に、大学教育に放送を活用する権利をほぼ独占的に有することや、教育の機会均等の立場から、政府が全額出資し、その運営費もほとんど国が補助せざるを得ないことなどからして、国からの独立性を保つことについては一層の配慮が必要であります。しかしながら、放送大学学園は、さきに述べましたように、国からの独立性がきわめて弱く、また、大学に学問の自由、大学の自治が十分保障されていないことからして、事実上の国営放送になりかねないのであります。これでは、国民の世論操作や思想統制の手段に放送大学が利用される危険性があると言わざるを得ないのであります。

第三点は、大学のカリキュラム編成権と学園の持つ番組編集権との調整の問題であります。放送法四十四条三項では、放送事業者に対して、政治的公平や論点の多角的な取り上げなどを、番組内容への制約事項として規定しております。これと大学における講義の自由とをどのように両立させるかは、きわめて重要なかつ困難な課題であります。イギリスのオープンユニバーシティで軍縮問題の放映に関して、BBCとトラブルが生じたのもその困難さを物語っております。政府は、放送事業者と大学設置者とを同一法人とすれば番組編集権と大学の教育権との調整が可能であるとして、特殊法人方式を採用しております。しかし、それが可能であるためには、大学に学問の自由、大学の自治が保障され、学園に国からの独立が担保されることによって、両者が不当な批判や圧力に対して、毅然とした態度をとり得るという前提が必要であります。すでに述べましたように、それが保障されていない政府案では、両者の調整が国民の目に触れないところで、しかも理事長の強い権限を背景に、番組編集権優位のもとに、安易にそれも萎縮した形で解決されるおそれがあるのであります。したがって、放送番組は無味乾燥で、水準の低い魅力の乏しいものにならざるを得ないのであります。

第四点は、国民の全国的な教育機会をどう保障するかについてであります。放送大学の最大のメリットは、大学が近くにない人などに高等教育の機会を与えることができる点にあります。その意味では、高等教育機関の少ない地域から発足するのが当然であります。しかしながら、政府案の場合、放送大学が強く望まれる地域を後回しにし、とりあえず東京周辺地区からスタートしようとしているばかりでなく、その将来計画もあいまいであり、全国的に完成する目的も明らかにされておらず、まさに本末転倒とのそりを免れないのであります。

また、大学にとって重要なことは、その学問成果を地域に還元するとともに、地域からも学ぶという姿勢であります。こうしてはぐくまれる地域に密着した学問、多様な文化がそれぞれ刺激しあったり、統合する中で、学問の進歩、文化の発展が可能なのであります。しかしながら、政府案の場合は、将来も画一的な放送番組を全国一律に放送することを予定しております。これでは、地域に根差した活力のある教育、研究は相違なくもないのであります。

第五点は、既存の国公立大学及び放送事業者との連携協力体制の確立についてであります。放送大学の教育を質の高い充実したものとするためには、研究心が旺盛で優秀な教員の確保が不可欠であります。それには、既存の国公立大学の協力が必要であります。それは至難のわざと言わなければならないのであります。すなわち、放送大学における教育、研究の自由、大学の自治の保障と放送の自由の確保が十全でない上、さらに放送大学の教育、研究条件が劣悪であるため、研究者にとって魅力の乏しい大学であるからであります。また、既存の大学においても、教員の不足、研究時間の減少等教育、研究条件に余裕がある状況ではなく、放送大学の非常勤講師の確保すら困難と言わざるを得ないのであります。ところで政府案では、教員の人事交流を活発にし、教員の確保を円滑にするため任期制を採用しております。しかしながら、他の教育、研究機関のみならず、

ず、わが国の社会全体が終身雇用制の中で、放送大学だけが任期制をとった場合、教員の身分が不安定化したり、人事管理の手段と化することが考えられ、教育、研究の自由な活動に支障を来すことが危惧されるのであります。したがって、任期制は、既存の大学の教員に一定の期間、義務的、強制的な協力を求めることはできても、優秀な教員に熱意を持った教育、研究を求めることはできないと言わざるを得ないのであります。

次に、放送大学学園は、全く新たに放送業務を行うことになるため、スタッフ、技術等いずれも既存の放送事業者の協力が不可欠であります。教育放送の分野では、特にNHKが大学講座等の実績、経験も豊富であるため、NHKから人的、物的面にわたっていかにも援助、協力を得るかが重要な課題であります。そのあり方や、放送番組の制作に当たっての業務委託の方針等については、具体策が明示されておらないのであります。また、NHKも、今後第三チャンネルを中心に教育番組を一層充実する方針であり、一面では放送大学と競争関係になることもあり得るため、その協力関係の確立には万全を期す必要があります。それにもかかわらず、こうした認識を欠く放送大学の構想が成功するかどうか危惧せざるを得ないのであります。

第六点は、教員の研究条件の整備についてであります。放送大学の教育が水準の高いものとなるためには、教員の研究条件が保障されねばならないことは申すまでもありません。しかしながら、放送大学は研究より教育中心にならざるを得ない性格を持つてゐるのであります。すなわち、第一に、教員構成が、専任のほか多くの客員教授や非常勤講師に依存するため、学問的にまとまった教員集団でなく、教員の共同研究や教員相互の指導関係が確立しにくいこと。第二に、放送大学の対象分野からして、教員の専門が広範にわたるところから、それらの広い分野にわたって、研究施設設備を完備することが困難であること。第三に、放送大学の教員は、放送教材の製作の中心となる

という重要な職務のほか、出題、通信指導、スクリーニングなど一般の大学の教員に比して、教育面に向けられねばならない時間と努力が多いことなどであり得ます。したがって、十分な研究費の確保や、他大学との研究上の協力関係の確立のほか、ある期間を研究に専念できるようアメリカの大学教授に保証されているサバティカルを公認するなど、技術的な研究推進施策が必要であります。しかし政府案では、それらについて具体的な施策を明らかにしていないばかりか、任期制を採用して長期的な研究を行っていくにしたり、従来の設置形態と全く異なる特殊法人としたため、既存の国公立大学との連携を行っていくとするなど、研究上むしろデメリットとなる制度がとられているのであります。

最後に、財政面の問題についてであります。放送大学は巨額な経費を必要としており、政府は財政状況のいかんにかかわらず、それに十分な財政措置を講じなければ放送大学の成功はおぼつかないものであります。しかしながら、放送大学は特殊法人立であるため、予算の獲得に他大学と足並みをそろえることもしにくくなりますし、また任期制のもとでの教員では、本腰で大学拡充のために努力する姿勢も欠如するため、大学側の要請に応じた十分な財源措置は期待できず、政府主導の予算とならざるを得ないのであります。しかも、学園の事業計画、予算、決算等については、年度ごとと文部大臣及び郵政大臣の認可または承認を受けることが義務づけられるなど、予算、財務関係については政府の意向にがんじがらめにされておるのであります。

また、学園内部における予算の配分につきましては、すでに述べましたように、理事長への権限集中、大学に対する学園の優位、教授会の形骸化等の状況からして、民主的かつ教育、研究重視の予算を望むことは不可能と言わざるを得ないのであります。

以上、るる申し述べましたように、政府提案の放送大学学園法案には多くの問題点があるため、

強く反対せざるを得ないのであります。

このような政府案に対しては、一部修正ではきわめて不十分でありますので、日本社会党は抜本的な対案を提出した次第です。

社会党案の柱は、第一に、放送大学を国立の大学として設置すること。第二に、その教育に必要な放送はNHKが行うこと。第三に、放送番組は放送大学のカリキュラムに準拠しなければならぬことなどであり得ます。

社会党案のメリットにつきましては、すでに提案理由の中で詳しく述べておりますので、ここでは主要な点を簡単に述べさせていただきます。

第一に、国立大学として設置する点についてであります。それによつて、既設の国立大学と同様に、人事権を初めとする重要な権限は教授会に属することとなり、大学運営に教員全体の意見が反映され、学問の自由、大学の自治が保障されることとなります。また、放送大学に不可欠な既設の国立大学等の教員の協力を得る上でも、特殊法人方式に比べ有利であるほか、教員には教育公務員特例法上の身分保障もされ、教育、研究の自由が確保されるのであります。

第二に、NHKが放送を行う点であります。NHKはさきにも述べましたように、国からの独立について種々配慮されており、放送の自由が確保されているのであります。また、多年にわたる教育、教養放送の経験、放送技術の蓄積、施設設備、スタッフ等も活用できるとともに、速やかな全国放送の実現やローカル放送の活用のほか経費等の面でも利点が多いのであります。

第三に、放送大学のカリキュラム編成権とNHKの番組編集権との調整は、イギリスにおけるオープンユニバーシティとBBCとの関係のよう

に、教育界における提携者の関係に立つて、両者の調整が国民に開かれた形で行われることが予定されております。さらに、放送番組が放送大学のカリキュラムに準拠しなければならぬことを法文化するなど、その万全を期しているものであります。

このように、放送大学の生命である学問の自由、大学の自治を保障し、放送の自由を確保することができる日本社会党案こそ、国民の期待に真にこたえるものと確信いたしております。

最後に、日本共産党提出の修正案についてであります。放送大学学園の役員任命は、日本学術会議等の推薦した者のうちから行うこととするなど種々工夫は見られるものの、あくまで特殊法人方式を前提としている以上、学問の自由、大学の自治、放送の自由の保障の面での危惧を払拭しきれないため、きわめて遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

以上をもちまして、内閣提出の放送大学学園法案、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及び日本共産党提出の修正案に反対し、日本社会党案の発議者としての立場を鮮明にいたしまして討論を終わるものであります。

○仲川幸男君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、政府提出の放送大学学園法案について賛成の意見を申し述べます。

この法律案は、近年著しい高まりを見せ、かつ多様化しつつある国民の高等教育の機会に対する要請にこたえんとともに、大学教育のための放送の普及発達を図るため、国の出資により放送大学学園を設立し、放送等により教育を行う大学を設け、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等の業務を行わせることを内容とするものであります。

放送大学の設置形態に関しては、関係者等により、長年にわたり種々検討が行われた結果、現行放送法上、国立大学方式等については困難な問題があり、大学と放送局を一体のものとして設置するための放送大学学園を設立し、大学における学問の自由と放送番組編集の自由を調和させることが最善の方法であるとされたものであり、本法

であり、次のような事項を期待することができま
す。

第一に、放送大学は、生涯教育機関として、広
く社会人や家庭婦人に大学教育の場を提供するこ
とが期待できます。

科学技術や経済の著しい発展に伴い、ますます
複雑化、高度化の進む現代社会においては、あら
ゆる年齢層を通じて、人々の生活課題が多様化し、
また、文化的欲求が増大しつつあり、これに対応
する教育や学習の機会の整備、拡充が必要になっ
てきています。放送大学は、このような国民の多
様な幅広い要請にこたえて、広く社会人や家庭
婦人等に対し、生涯教育という見地からの高等教
育の機会を保障することが期待されているところ
であります。

第二に、放送大学は、新しい高等教育システム
の一環として、今後の高等学校卒業生に対し、柔
軟かつ流動的な大学教育の機会を保障することが
期待できます。

今後、十八歳人口の増加に伴い、高等学校新規
卒業生で高等教育へ進学を希望する者の数も増加
することが予想されますが、放送大学は、テレビ、
ラジオによる放送を大幅に活用した新しいタイプの
高等教育機関として、既存の大学等と並んで、
これらの人々の高等教育への進学の要請にも柔軟
に対応することが期待されているところでありま
す。

第三に、放送大学は、広く関係者の協力を結集
する教育機関として、大学間の教員や学生の連
携、交流の推進、大学教育の内容、方法の改善に
も資することが期待できます。

放送大学においては、その教育、研究の充実を
図るため、広く国公私立大学等と緊密に連携し、
これらの教員等の参加を求めるように努める必要
があります。また、他大学との学生の単位互換、
編入学等についても、これらを積極的に進めるこ
とにより、大学間の連携、交流を促進することが
期待されているところであります。

さらに、放送大学においては、最新の研究成果

と放送等を利用した教育技術を活用した教育を実
施し、また、ここで開発された教材が他の大学等
でも活用されることにより、既設の大学の教育内
容の充実や教育方法の改善の面においても大き
く資するものと期待されているところでありま
す。

このように、放送大学は、国民の高等教育の機
会に対する要請に的確に対応しようとするもので
ありますが、もとより従来にはなかった新しい形
の高等教育機関となるわけであり、その計
画を実施するに当たっては、従来にはなかった
課題が生じてくることも予想されるところであ
り、また、これまでの本法律案の審議の過程にお
いても、今後における検討課題として幾つかの点
が指摘されてきたところであります。

関係者が十数年という多年にわたり放送大学の
創設に向けて取り組んできた熱意には深く敬意を
表すものでありますが、今後においても引き続
き、これらの検討課題をも含め、さらに調査研究
を進め、この大学が、所期の目的を十分に達成す
ることができるよう、理想的な形態で実現され
ることを強く期待するものであります。

以上の点を述べまして、私は、この法律案に賛
成する次第であります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、放
送大学学園法案政府原案及び自由民主党提出修正
案に反対し、日本共産党提出修正案に賛成する討
論を行います。

すでに、わが党の修正案の提案の際に明らかに
しましたように、わが党は、本法案の審議に当た
って、一、放送大学に対する官僚制を排し、学
問の自由、大学の自治を保障する。二、放送大学
が国営放送となる危険性を排し、言論、表現の自
由、放送の自由を守る。その一環として異見放送
を保障する。三、文部省直轄ではなく、全大学
人、教育関係者の総意に基づく設立と運営を目指
すことなどを強く要求してまいりました。ところが、
政府・文部省は、これまでの国会論議を通して
て指摘されてきた一連の道理ある主張を無視し、

重大な問題を内包させたまま採決を強行しようと
しています。したがって私は、それらの問題点を
強く指摘し、本法案原案に対する反対理由を再び
明らかにするものであります。

第一の問題点は、大学の生命ともいえるべき大学
の自治、学問の自由が根底から脅かされる危険性
をはらんでいることとあります。このことは、放
送大学の設置者であり、放送局となる学園の理事
長が放送番組の編集権、理事と大学教員の任命権
を初めとする管理運営権を一手に握るという理事
長専行体制がつくられるようになっていくこと、
しかも、その理事長の任免、理事の人事について
の認可、学長の任命、運営審議会委員と監事の任
命は文部大臣の権限に属するなど、文部省直轄型
の仕組みとなっていくこと、さらに教員人事の選
考権が教授会になく、学長、副学長及び理事長任
命の少数の教授によって構成される評議会にゆた
ねられるなど、教授会の自治権が形骸化されてい
ることなどに明白であります。

第二の問題点は、大学の自治が保障されていな
いことと相まって、放送を国家統制下に導く危険
性をはらんでいるということとあります。

放送大学学園における理事は理事長の補佐役に
すぎず、理事会という合議制はとらずに、理事長
の独任制となつていきます。私立学校法に基づく学
校法人では、私学の自主性、公共性を確保するた
めに理事会を合議制とし、理事長は理事の互選で
選ばれることとなっており、また、放送法に基づ
くNHKでは、戦前の反省の上に立って、国家権
力の介入を許さないために、経営委員会を最高の
意思決定機関とし、業務執行機関である会長は、
経営委員会の任命となつています。こうした点と
比較しても、放送大学学園は、大学を設立し、放
送局を持つという特殊法人にふさわしい民主的運
営の法制的保障を全く欠いたものとなつていま
す。このことは戦前、NHKが戦争遂行の思想動
員の道具として利用された二の舞を踏みかねない
危険性をはらんでいると言わなければなりません。

第三の問題点は、放送大学が正規の大学たるに
値する内容を伴うものかどうか、さらに高等教育
の機会均等、生涯教育の充実などにとって重要な
役割りを果たすことができるのかどうか、はなは
だ疑わしい問題であります。

基本計画に示された完成時の放送大学の教育、
研究条件について、イギリスのオープンユニバー
シティと比較すると、教員一人当たりの学生数
は十倍の百二十四人、学生一人当たりの予算は二
分の一の約八万円という、きわめて安上がりの大
学となることは明らかであります。

また、文部省が示す第一期計画は、当面東京タ
ワーから電波の届く範囲に限られ、第二期、第三
期計画の内容は不明です。第一期計画にしても、
学習センターの設置場所や教員確保の見通しなど
も不明確であり、今日の行政改革のもとでこの第
一期計画の予算さえ十分確保できるかどうか危う
いというのが実態です。

最近、自民党が議員提案によって、国公私立大
学の新增設を三年間ストップする法案を今国会に
提案していることをあわせて考えてみると、今
回政府・自民党が、放送大学学園法案を通して、
高等教育の安上がりで国家統制の一石二鳥を一挙
に図ろうとしていることは明白であります。

私は、最後に、政府・文部省当局の放送大学に
取り組む基本姿勢について触れないわけにはいま
りません。

この放送大学学園法案は三たび廃案となつてい
ます。そして、長い時間を費やしての審議過程で
は、多くの問題点が明らかにされ、条理を尽くし
た諸提案がされてまいりました。本委員会におい
ても、政府に対する質疑のほかに二日間わたる
参考人意見聴取や地方公聴会等が行われ、これら
の際にも各参考人や公述人から文部省の放送大学
構想に対する強い危惧や批判がこもこも述べられ
ました。にもかかわらず、文部省はともかく提案
の形でまず実施に移し、問題点はその後で検討し
たいという強硬な姿勢を崩していません。
こうした姿勢のもとでの放送大学の発足が大学

人、放送関係者、広範な国民から祝福を受けるものとならないことは明白であります。

以上、申し述べた理由から、私は本法案の成立に強く反対するものであることを表明し、反対討論いたします。

○委員長(降矢敬義君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより放送大学学園法案について採決に入ります。

まず、佐藤君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 少数と認めます。よって、佐藤君提出の修正案は否決されました。

次に、大島君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よって、大島君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

柏原君から発言を求められておりますので、これを許します。柏原君。

○柏原ヤス君 私は、ただいま可決されました放送大学学園法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の四会派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

放送大学学園法案に対する附帯決議(案)

政府及び放送大学学園の関係者は、学園の設置する大学が広く国民に開かれた大学として充実発展し、わが国の高等教育の改善と、生涯学習の機会の拡充に役立つとともに、学園の自由・大学の自治と放送の公共性、公平性が十分に確保されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

一、学園の役員及び運営審議会委員の選任に当たっては、国・公・私立大学関係団体、放送関係団体等の意見を聴くなど適任者の確保に努めること。

二、学園が設置する大学の運営に関しては、評議会及び教授会の構成、運営等が、大学の自治の本旨にのっとり、適切に行われるよう配慮すること。なお、多数の非常勤教員の意見の吸収についても、適切な方途を講ずること。

三、学園が設置する大学については、

(1) 開かれた通信制大学となるため、国・公・私立大学等にも広く共同利用の途を開くとともに、これら関係者の協力が得られるよう必要な措置を講ずること。特に、私立大学通信教育との連携協力については、施設、設備、教材の利用はもとより、放送の利用についても、検討、配慮すること。

(2) 全国的に教育の機会均等が保障される大学となるよう、再度教育需要予測調査等を行い、適切に対処すること。第一期計画外の地域においても、この大学を広く国民が利用できるよう公開講座の実施などに配慮すること。

(3) 教育課程の編成に当たっては、地域性を加味するなど、画一的な教育内容にならぬよう留意すること。

(4) 教員については、研究条件の整備、待遇等に配慮しつつ人事交流を円滑に行い、優れた人材の確保に努めること。

(5) 学生については、そのニーズの把握に努め、単位互換、編入転学、障害者の教育等を容易にするとともに、学習センターの拡充整備、育英資金の確保、週休二日制の一層の普及をはかるなど、学習条件の整備に努めること。

(6) 働く人々が、この大学を積極的に利用できるよう、教育課程の編成、放送時間、スクリーニング等についてさらに検討するとともに、授業料、放送受信設備費が過大にならないよう配慮すること。

四、学園の放送教材製作部門に多数の優れた専門家を確保できるよう、処遇等について配慮すること。

五、放送大学の施設整備については、既存施設の活用をはかるなど投資効果が上がるよう配慮すること。

六、第一期計画完成の際など、一定の期間ごとに教育の効果及び大学教育全般との関係について見直しを行うこと。

七、この大学の名称については、大学の目的、性格等を考慮し、公募等の方策を講じて適切に決定すること。

右決議する。

○委員長(降矢敬義君) ただいま柏原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よって、柏原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中文化大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中文化大臣。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして、今後ともまいりたい所存でございます。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十九分散会

〔参照〕

放送大学学園法案に対する修正案(佐藤昭夫君提出)

放送大学学園法案の一部を次のように修正する。

目次中「第二章 役員及び職員」を「第二章 管理」に、「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

「第二章 役員及び職員」を「第二章 管理」に改める。

第八条第一項中「理事長一人、理事四人以内」を「理事七人」に、「監事二人以内」を「監事二人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 理事のうち一人を理事長とし、理事の互選により選任する。

第九条及び第十条を次のように改める。

(業務の決定)

第九条 学園の業務の管理及び運営は、理事の過半数をもって決する。

(役員(職務及び権限))

第十条 理事長は、学園を代表し、前条の規定に基づき理事の過半数で決したところに従い、その業務を執行する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠員のときは、あらかじめ定めるところにより、理事がその職務を行う。

3 監事は、学園の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事又は主務大臣に意見を提出

することが出来る。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「(非常勤の者を除く。)」を削り、同条を第十五条とする。

第十三条第一項及び第二項中「又は理事長」及び「それぞれ」を削り、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。

第十二条第三号中「(昭和二十五年法律第百三十二号)」を削り、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(役員の内命等)

第十一条 理事及び監事は、文部大臣が任命する。この場合において、理事のうち五人は日本学術会議の推薦した者のうちから、一人は放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第四条第一項の放送事業者をいう。第十九条第一項において同じ。)の意見を聴いて放送業務に關し学識経験を有する者のうちから、それぞれ任命しなければならない。

2 学園が設置する大学の学長は、前項の規定にかかわらず、理事となる。

第十九条を次のように改める。

第十九条 委員は、文部大臣が任命する。この場合において、学園の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者として、委員のうち十五人以上は日本学術会議の推薦した者のうちから、五人以内は放送事業者の意見を聴いて、それぞれ任命しなければならない。

2 第十二条及び第十四条第二項の規定は、委員について準用する。

第二十一条を次のように改める。

(学長及び教員の任免等)

第二十一条 学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)の学長は、理事長の申出に基づいて、文部大臣が任命する。

2 放送大学の教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。)は、学長の申出に基づいて、理事長が任命する。

3 前二項の申出は、教授会の議に基づいて行われなければならない。

4 第一項及び前項の規定は学長の免職について、前二項の規定は教員の免職及び降任について、準用する。

第二十二條中「副学長」を削り、「任期、停年」を「学長の任期、教員の停年」に、「評議會」を「教授会」に改める。

第二十三條を削り、第二十四條を第二十三條とする。

第六章中第二十五條を第二十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(事業計画、予算及び資金計画)

第二十五條 学園は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画(以下「事業計画等」という。)を作成し、主務大臣に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定により事業計画等の提出を受けたときは、これを検討して意見を付け、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の事業計画等に同項の規定によりこれを變更すべき旨の意見が付けられているときは、国会の委員会は、学園の意見を徴するものとする。

第二十六條を次のように改める。

(暫定事業計画等)

第二十六條 学園は、毎事業年度の事業計画等が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三月以内に限り、事業の經常的運営及び施設の建設又は改修の工事(国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。)に必要な範圍の事業計画等(以下次項において「暫定事業計画等」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けてこれを実施することが出来る。

2 前項の規定による暫定事業計画等は、当該事業年度の事業計画等の国会による承認があつたときは失効するものとし、暫定事業計画等に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の事業計画等に基づいてしたものみなす。

3 主務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

第二十八條を次のように改める。

(財務諸表及び決算報告書)

第二十八條 学園は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により財務諸表及び決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により財務諸表及び決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付し、その検査を経て、国会に提出しなければならない。

第四十三條第二項第一号中「第二十六條」を「第二十六條第一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

附則第二條(見出しを除く。)を次のように改める。

第二條 文部大臣は、学園の理事又は監事となるべき者を指名する。この場合においては、第十一条第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定により指名された理事となるべき者は、速やかに理事長となるべき者を互選しなければならない。

3 第一項の規定により指名された理事若しくは監事となるべき者又は前項の規定により互選された理事長となるべき者は、学園の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ、理事若しくは監事に任命されたものとし又は理事

長に選任されたものとする。

附則第三條第三項及び第四條中「第一項の規定により指名」を「第二項の規定により選任」に改める。

附則第七條中「第二十五條」を「第二十四條」に、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第八條を次のように改める。

第八條 学園の最初の事業年度の事業計画等については、第二十五條の規定は、適用しない。

2 学園は、その成立後遅滞なく、最初の事業年度の事業計画等を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

附則第九條を次のように改める。

第九條 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後三月以内における教授の任命については、第二十一条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 文部大臣は、前項の期間内に限り、日本学術会議が推薦した者のうちから、学長及び教授を任命することが出来る。

附則第十一條のうち、放送法の目次の改正規定中「第五十條の二」を「第五十條の二・第五十條の三」に改め、第五十條の二を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

(学術上の異なる見解に關する放送)

第五十條の三 学園の編集し、かつ、放送した放送番組の内容について、学術上それと異なる重要な見解に關する放送の要請があつた場合は、学園は、当該要請につき放送大学の意見を聴いて適當と認めるときは、当該見解に關する放送番組を編集してこれを放送するものとする。

附則第十六條から第十九條までの規定中「昭和五十五年」を「昭和五十六年」に改め、附則第十九條を附則第二十條とし、附則第十二條から第十八條までを一條ずつ繰り下げ、附則第十一條の次に次の一條を加える。
(日本学術會議法の一部改正)

第十二条 日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一号を加える。
三 前二号に掲げるもののほか、法律の定めるところにより、日本学術会議の権限に属せられた事項を行うこと。

昭和五十六年六月十二日印刷

昭和五十六年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局